

令和5年10月18日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会



## 議案

資料①

番号	件名	主管課	
1	山口県教育振興基本計画の策定について	教育政策課	p 2 別冊資料
4	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課	p 1 4
5	山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針について	学校安全・ 体育課	p 2 1

## 報告事項

番号	件名	主管課	
1	令和6年度(2024年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験(第二次試験)の選考結果について	教職員課	p 4 9
2	令和7年度(令和6年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験に係る新制度の導入等について	教職員課	p 5 2
3	令和6年度山口県小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教職員課	p 5 7
4	令和6年度(2024年度)山口県学校職員(船員)採用候補者選考試験の実施について	教職員課	p 5 8
5	令和6年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要項並びに選考検査問題作成方針について	高校教育課	p 6 2
6	新高校のスクール・ミッションについて	高校教育課	p 9 4
7	令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・ 体育課	p 9 5

## 協議事項

番号	件名	主管課	
1	公立大学法人山口県立大学からの附属高等学校設置に関する要望への対応について	教育政策課 高校教育課	p 1 0 3

議案第1号

「山口県教育振興基本計画」の策定について

「山口県教育振興基本計画」を別添のとおり策定する。

令和5年(2023年)10月18日

山口県教育委員会

山口県教育振興基本計画の策定について  
(2023（令和5）年度～2027（令和9）年度)

2023（令和5）年10月

山口県教育委員会

## 序章（計画策定にあたって）

### 1 策定の趣旨

- ・ 2018（平成30）年10月に計画期間を5年間とする「山口県教育振興基本計画」を策定し、「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」を教育目標に掲げ、本県教育行政を総合的・計画的に推進
- ・ 全ての公立学校へのコミュニティ・スクールの導入による地域連携教育の推進や、「県立高校将来構想」に基づく特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会変化にいち早く対応したICT環境の整備など、各分野において教育の質の向上に努めてきたところ
- ・ このような中、国においては、新たな「教育振興基本計画」を2023（令和5）年6月に閣議決定
- ・ 本県においても、教育を取り巻く社会状況の変化や本県の子どもたちの現状、国や社会の動向等も的確に捉えた上で、前計画の下で進めてきた取組を継承・発展させ、今後5年間の本県教育の新たな指針となる「山口県教育振興基本計画」を策定

### 2 計画の位置づけ

- ・ 教育基本法第17条第2項に定める本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ・ 県の総合計画「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画

### 3 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間

年度	H10	～	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9
山口県	山口県教育ビジョン (15年間)							山口県 教育振興基本計画					山口県 教育振興基本計画				山口県 教育振興基本計画					
国	教育振興基本計画			教育振興基本計画					教育振興基本計画				教育振興基本計画									

### 4 計画の構成

- ・ 本県教育を取り巻く社会状況の変化や教育の現状から、今後5年間の教育目標を設定
- ・ 目標達成に向け、施策の柱と具体的な施策を総合的・体系的に推進
- ・ 計画の着実な推進を図るため、教育委員会の点検・評価、外部の意見を反映し、PDCAサイクルによる改善・見直しを実施

## 第1章 本県教育をめぐる状況

### 1 教育を取り巻く社会状況の変化

#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・ 本県総人口は減少傾向、今後25年間でさらに30万人程度の減少見込み
- ・ 65歳以上人口の割合が増加傾向、「超高齢化社会」の状況が継続
- ・ 本県の児童生徒数も減少傾向、小・中学校の児童生徒数は過去最少

#### (2) 急速な技術革新とグローバル化の進展

- ・ 国はめざすべき社会の姿として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた「Society 5.0」を提唱
- ・ 人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術を主体的に使いこなし、生活を豊かにし、革新的な方法で未来を切り拓く力の育成が重要
- ・ グローバルな視点で地域社会に貢献する志をもった人材育成が重要
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に貢献するため、地球規模の課題を主体的にとらえ、その解決に向け自分で考え、行動する力の育成が重要

#### (3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 学校の臨時休業により、教員や友人等との対話や交流の機会が減少
- ・ 国は、子どもたちの生活リズムの乱れが、不登校児童生徒数の増加に影響を及ぼしていると指摘
- ・ 学校では通常と異なる業務が発生し教員の負担が増加
- ・ 一方、学校におけるICT環境が急速に進展

#### (4) 社会の多様化と子どもの権利利益の擁護

- ・ 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることのない教育が重要
- ・ 子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化し、個々の状況に合わせた教育環境の整備が重要
- ・ 2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」を踏まえ、子どもの意見を酌み取った施策の展開が必要

### 2 本県教育の現状

#### (1) 子どもの学力・学習の状況

- ・ 令和5年度全国学力・学習状況調査の平均正答率は、全国平均に対し、小学校は国語で同程度、算数は下回っており、中学校は国語で同程度、数学は上回る結果
- ・ 平日の授業時間以外の勉強時間は、小学校、中学校ともに2時間以上の割合が全国平均に比べて下回る結果
- ・ 自分で計画を立てて勉強をする児童生徒の割合は、全国平均に比べて小学校は下回り、中学校は同程度の結果

(2) 子どもの生活の状況

- ・ 朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、小学校、中学校とも全国平均を上回っているものの、近年は減少傾向
- ・ 毎日同じぐらいの時刻に寝ている児童生徒の割合は、小学校は全国平均をわずかに下回り、中学校は上回る結果
- ・ 平日に全く読書をしないう児童生徒の割合は、小学校は全国平均と同程度、中学校は下回る結果

(3) 子どもの体格・体力の状況

- ・ 小学校、中学校とも身長・体重は、男女とも全国平均を下回る状況
- ・ 体力は、小学校、中学校とも持久力以外の柔軟性、筋力等の項目は全国平均を下回る状況

(4) いじめ・不登校等の諸課題の状況

- ・ 暴力行為発生件数は、全国平均を下回り、低い水準で推移
- ・ いじめの認知件数は、全国平均を下回っているものの、近年増加傾向
- ・ 不登校児童生徒数は、高等学校は全国平均を下回っているが、小学校、中学校とも全国と同程度で推移
- ・ 公立高等学校の中途退学者数は、全国平均を下回る結果

(5) 高校卒業者の進学・就職の状況

- ・ 大学等進学率は、全国平均を下回っている一方、就職率は全国平均を上回る状況
- ・ 就職決定率は、高い水準を維持しており、全国平均を上回る状況
- ・ 県内就職比率は、全国平均と同程度

(6) 地域連携教育の状況

- ・ 地域や社会をよくするために考えることがある児童生徒は、全国に比べ高い状況

(7) 子どもたちと向き合う教職員の状況

- ・ 長時間勤務をしている教員は減少傾向にあるものの、引き続き多い状況
- ・ 教員採用選考試験の志願倍率は低下傾向

(8) ICT環境の整備・活用状況

- ・ 全国に先駆けて全ての公立学校の1人1台タブレット端末の導入を完了
- ・ 小学校における授業でのコンピュータやICTの使用頻度は、全国1位

(9) 子どもたちの教育に対する期待（子どもたちへのアンケート調査から）

- ・ 子どもたちが教育に期待する項目の上位は次のとおり

小学校	: ① 学習指導、	② 体力向上、	③ 読書環境
中学校	: ① 学習指導、	② 進路指導、	③ 体力向上
高等学校(普通科)	: ① 学習指導、	② 進路指導、	③ ICT活用
高等学校(専門学科)	: ① 進路指導、	② 学習指導、	③ 体力向上
特別支援学校	: ① 友だちとなかよく過ごす、	② 勉強がわかる、	③ 地域の人と行事を楽しむ



## 第2章 本県の教育目標

社会の変化が激しさを増し、将来の予測が困難である時代において、本県では前計画の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」を継承し、高い志をもち、多様な他者と協働しながら、主体的に未来を切り拓く、知・徳・体の調和のとれたたくましい人材を育成

### 教育目標

## ～未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成～

### 【人材育成の方向性】

育成をめざす人材の方向性を「やまぐちっ子のすがた」として示す。

#### （やまぐちっ子のすがた）

- 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
- 知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付けるとともに、他者と協働しながら力強く生きていく人
- 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

### 【目標達成に向けて】

「3つの力」（学ぶ力、創る力、生き抜く力）「3つの心」（広い心、温かい心、燃える心）の育成

3つの力	学ぶ力	これからの社会において求められる、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断を可能にする、生涯を通じて主体的に学び続ける力
	創る力	将来の予測が困難な中、よりよい未来に向かって新たな価値を創り出す力
	生き抜く力	自己を肯定し、社会の中で役割を果たす責任感や勤勉な態度を有し、多様な他者と連携・協働しながら、様々な困難を乗り越えていく行動力

3つの心	広い心	互いの人格や価値観を受け入れ、尊重するとともに、互いに理解し協力し合う、前向きで広い心
	温かい心	人間に対する深い愛情や自然・生命に対する畏敬の念などを基盤とした、豊かで温かい心
	燃える心	大いなる夢や高い理想をもち、その実現をめざす、不撓（ふとう）不屈（ふくつ）の意志や勇気など、熱く燃える心

### 【ウェルビーイングの向上】

本県教育の総合的・計画的な推進により、個人それぞれが幸せや生きがいを感じたり、地域や社会が幸せや豊かさを感じたりするなどウェルビーイングの向上に貢献

### 第3章 施策の展開

「確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」「新たな時代を創造する人材を育む教育の推進」等の6つの柱のもとに、計画的・総合的に施策を展開  
 教育目標の実現に向けて、本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制とICT環境を、各施策を展開する際に共通する重要な視点として設定  
 2つの視点に基づく取組を、本計画に可能な限り取り入れるとともに、各年度の具体的な施策の策定時や実行時においても、これらの視点を生かし、施策の効果を最大限に高めていく

教育目標：未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成	
施策の充実を図る重要な視点	
	<input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かす <input checked="" type="checkbox"/> ICT環境を生かす
確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実
	② 読書活動の推進
	③ 学校における人権教育の推進
	④ 体力向上の推進
	⑤ 学校保健、学校給食・食育の充実
	⑥ 乳幼児期における教育及び保育の充実
	⑦ キャリア教育・進路指導の充実
新 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進	新⑧ 教育DXの推進
	⑨ グローバルに活躍する人材の育成
	⑩ 新たな価値を創造する人材の育成
新 誰一人取り残されることのない教育の推進	⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実
	⑫ 特別支援教育の推進
学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進	新⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実
	⑭ 地域連携教育の充実
	⑮ 家庭教育支援の充実
生涯を通じた学びの充実	新⑯ 部活動改革の推進
	⑰ 社会教育の充実
	⑱ 地域社会における人権教育の推進
	⑲ 文化にふれあい親しみ環境づくりの推進
豊かな学びを支える教育環境の充実	⑳ 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進
	㉑ 安心・安全で質の高い教育環境の整備
	㉒ 学校安全の推進
	㉓ 学校における働き方改革の推進
	拡⑳ 教員確保と教職員の資質能力の向上
	㉕ 多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくり
㉖ 私立学校における特色ある教育の推進	

# 1 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

[ 施策 ]	[ 主な取組 ]
① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「組織力」「授業力」「連携力」による確かな学力の定着と向上</li> <li>・PDCAサイクルによる授業改善</li> <li>・ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実</li> <li>・主体的に社会の形成に参画する態度の育成</li> <li>・高校生が切磋琢磨して学び合う機会の創出</li> </ul>
② 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本や活字に親しむ読書活動の推進</li> <li>・山口県子ども読書支援センターによる取組</li> <li>・読書活動の推進に向けた環境の整備</li> <li>・視覚障害者等の読書環境の整備</li> </ul>
③ 学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の推進</li> <li>・教職員研修の充実</li> <li>・人権に関する資料の整備と活用の促進</li> </ul>
④ 体力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「体力向上維新プロジェクト」の推進</li> <li>・体力向上に向けた組織的な取組の推進</li> <li>・指導方法の工夫改善による学校体育の充実</li> <li>・家庭や地域、学校が一体となった運動習慣づくりのための取組の充実</li> </ul>
⑤ 学校保健、学校給食・食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望ましい生活習慣・食習慣の定着に向けた学校・家庭・地域の連携による組織的・計画的な学校保健・食育の充実</li> <li>・現代的な健康課題の解決に向けた学校保健の充実</li> <li>・「生きた教材」である学校給食の充実</li> <li>・養護教諭及び栄養教諭等の更なる資質能力の向上</li> </ul>
⑥ 乳幼児期における教育及び保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の教育及び保育の質の向上</li> <li>・幼児期の教育と小学校教育の接続の促進</li> </ul>
⑦ キャリア教育・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の推進</li> <li>・職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実</li> <li>・進路実現に向けた取組の支援の充実</li> <li>・就職支援の充実</li> </ul>

## 2 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進

[ 施策 ]	[ 主な取組 ]
⑧ 教育DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した児童生徒の資質能力の育成</li> <li>・教職員のICT活用指導力の向上</li> <li>・ICTを活用するための環境の整備</li> <li>・ICT活用推進体制の整備と校務の改善</li> </ul>
⑨ グローバルに活躍する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語によるコミュニケーション能力の育成</li> <li>・海外との交流の促進</li> <li>・グローバル・リーダーの育成</li> </ul>
⑩ 新たな価値を創造する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・探究・STEAM教育の充実に向けた取組</li> <li>・理数教育の充実に向けた取組</li> <li>・高等学校の特色化・魅力化に向けた取組</li> <li>・職業教育の充実</li> <li>・起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進</li> <li>・脱炭素等これからの社会における成長分野を担う人材の育成</li> </ul>

## 3 誰一人取り残されることのない教育の推進

[ 施策 ]	[ 主な取組 ]
⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実</li> <li>・問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実</li> <li>・教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実</li> <li>・学校・家庭・地域が連携した体制づくり</li> <li>・やまぐち総合教育支援センター等の相談・支援体制の充実</li> <li>・緊急時等の学校への支援体制の充実</li> <li>・不登校児童生徒等の多様な教育機会の確保</li> </ul>
⑫ 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援学校における教育の充実</li> <li>・高等学校等における特別支援教育の充実</li> <li>・小・中学校における特別支援教育の充実</li> <li>・早期からの切れ目ない支援体制の充実</li> <li>・特別支援教育を推進する体制の充実</li> </ul>
⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導が必要な児童生徒への支援</li> <li>・少人数指導や少人数学級の拡充</li> <li>・夜間中学設置の必要性等についての検討</li> <li>・ヤングケアラーの支援</li> <li>・経済的理由や居住場所(中山間地域等)等により、修学が困難な状況にある児童生徒等に対する支援</li> </ul>

#### 4 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

[ 施策 ]	[ 主な取組 ]
⑭ 地域連携教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県的な連携推進体制の構築・強化</li> <li>・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型地域連携教育」の推進</li> <li>・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育」の推進</li> <li>・多様な人材の参画による社会総がかりの活動の推進</li> </ul>
⑮ 家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における相談・支援体制の充実</li> <li>・保護者等への学習機会の提供</li> <li>・意識啓発、情報提供の推進</li> <li>・専門機関による相談・支援の充実</li> </ul>
⑯ 部活動改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局等と連携した新たな地域クラブ活動の構築に向けた段階的な体制整備</li> <li>・部活動改革に関する取組の趣旨・内容等についての周知・理解の促進</li> </ul>

#### 5 生涯を通じた学びの充実

[ 施策 ]	[ 主な取組 ]
⑰ 社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な体験活動を通じた青少年教育の充実</li> <li>・学習情報の提供による学習機会の充実</li> <li>・学習成果を生かす活動の促進</li> <li>・社会教育推進のための人材育成</li> <li>・障害者の生涯を通じた学びの推進</li> <li>・社会教育施設等における質の高い学習環境の整備</li> </ul>
⑱ 地域社会における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会における自主的な取組への支援</li> <li>・人権教育指導者の養成</li> <li>・人権に関する資料の整備と活用の促進</li> </ul>
⑲ 文化にふれあい親しむ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術を担う人材の育成と活躍支援</li> <li>・県民誰もが文化芸術に親しめる環境の整備</li> <li>・文化資源を活かした「文化観光」の推進</li> <li>・学校現場での優れた芸術にふれあう機会の提供</li> <li>・文化活動の発表の機会の提供</li> <li>・県立文化施設等との連携による企画展や講座等の充実</li> </ul>
⑳ 「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体の参画によるスポーツの推進</li> <li>・競技力の向上</li> <li>・スポーツ環境の整備</li> <li>・スポーツによるまちづくり・地域活性化</li> <li>・障害者スポーツの推進</li> </ul>

## 6 豊かな学びを支える教育環境の充実

[ 施策 ]	[ 主な取組 ]
⑳ 安心・安全で質の高い教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校における安心・安全な教育環境の整備</li> <li>・県立学校における質の高い魅力ある教育環境の整備</li> <li>・市町立学校の施設整備の促進</li> </ul>
㉑ 学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒への安全教育の充実</li> <li>・教職員の資質向上に向けた研修等の充実</li> <li>・安全点検の充実</li> </ul>
㉒ 学校における働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の見直し・効率化</li> <li>・勤務体制等の改善</li> <li>・学校支援人材の活用</li> </ul>
㉓ 教員確保と教職員の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の養成・採用・研修の一体的な取組の推進</li> <li>・優秀で意欲ある教員や多様な経験を有する教員の確保</li> <li>・「新たな教師の学びの姿」の実現</li> <li>・「チームとしての学校」を牽引する管理職及びミドルリーダーの育成</li> <li>・教職員の健康の維持・増進</li> </ul>
㉔ 多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・社会の教育力を活用した社会総がかりの教育活動の推進</li> <li>・「特色ある学校づくり」の推進</li> <li>・校種間連携・一貫教育の推進</li> <li>・「第3期県立高校将来構想」に基づく年次的・計画的な取組の推進</li> </ul>
㉕ 私立学校における特色ある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私学助成の充実</li> <li>・地域に開かれた幼稚園づくりへの支援</li> <li>・私立学校の耐震化の促進</li> </ul>

## 第4章 計画の着実な推進

### 1 市町教育委員会、関係機関・関係団体等との連携

- ・ 県民に対する計画の周知
- ・ 国、市町、学校、家庭、地域などとの適切な役割分担による、計画の効果的な推進
- ・ 市町教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関とも連携を図り、県民総参加による本県らしい特色ある教育を推進

### 2 計画の進行管理

- ・ 推進指標の設定
- ・ PDCAサイクルによる点検・評価（外部意見の反映）
- ・ 社会・経済情勢の大きな変化や、国制度改正等に対応する、計画の適宜、適切な見直しの実施

議案第4号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正  
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和5年(2023年)10月18日

山口県教育委員会



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立下松工業高等学校の項中

10	10	10	10	10	10
40	40	40	40	40	40

を  
に改め、同表山口県立山口農業高等学校の項中

40	40	40	40	40	40
40	40	40	40	40	40

を  
に改め、

同表山口県立宇部高等学校の項中「40」を「35」に改め、同表山口県立宇部西高等学校の項を次のように改める。

山口県立宇部西 高等学校	宇部市	校本校	総合学 校	3	—											全日課程 令和6年 度から 生徒募集 を停止す る。
-----------------	-----	-----	----------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表の1の表山口県立宇部商業高等学校の項中「30」を「15」に改め、同表山口県立下関工科高等学校の項中「55」を「60」に改める。

別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項中「16」を「24」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

現 行

別表  
2～3(略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備 考	
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
										学科	修業年限		第1学年生徒定員

(略) 岩国総合支援学校～防府総合支援学校

山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	—				高等部普通科は、定員を定めない。高等部産業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	—				
							就業実践科	3	16				

以下 略

改正案

別表  
2～3(略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備考	
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
										学科	修業年限		第1学年生徒定員

(略) 岩国総合支援学校～防府総合支援学校

山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	—				高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
							産業情報科	3	8				
							産業科	3	—				
							就業実践科	3	24				

シテ 監

現 行

○山口県立高等学校等の管理に  
関する規則

(昭和二十二年三月八日  
山口県教育委員会規則第八号)

第一条～第二十九条(略)  
附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年定員	学科	第1学年定員	学科	修業年限	

(略) 周防大島～華陵

山口県立下松工業高等学校	下松市	本校	システム機械科	3	40	夜	機械科	4	40					
			電子機械科	3	40									
			情報電子科	3	40									
			化学工業科	3	40									

(略) 熊毛北～西京

山口県立山口農業高等学校	山口市	本校	生物生産科	3	40									
			食品工学科	3	40									
			環境科学科	3	40									
			生活科学科	3	40									
山口県立宇部高等学校	宇部市	本校	総合学科	3	40									
			普通科	3	160									
			人文社会科学科	3	40									
		西市分校	総合学科	3	40									
			自然科学科	3	40									

(略) 宇部中央

山口県立宇部西高等学校	宇部市	本校	総合学科	3	105									
山口県立宇部商業高等学校	宇部市	本校	商業科	3	90									
			総合情報科	3	30									

(略) 宇部工業～下関双葉

山口県立下関工科高等学校	下関市	本校	機械工学科	3	70									
			電気工学科	3	65									
			建設工学科	3	35									
			応用化学工学科	3	35									

(略) 下関南～

改正案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十三年三月八日)  
山口県教育委員会規則第八号

第一条～第二十九条(略)  
附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名 称	学校の位 置	本校又 は分校 の別	全 日 制 課 程			定 時 制 課 程			通 信 制 課 程		専 攻 科			備 考
			学 科	修 業 年 限	第 1 学 年 生 徒 定 員	昼 夜 の 別	学 科	修 業 年 限	第 1 学 年 生 徒 定 員	学 科	第 1 学 年 生 徒 定 員	学 科	修 業 年 限	

(略) 周防大島～華陵

山口県立下松工 業高等学校	下 松 市	本 校	システ ム機械 科	3	35	夜	機械科	4	40					
			電子機 械科	3	35									
			情報電 子科	3	40									
			化学工 業科	3	40									

(略) 熊毛北～西京

山口県立山口農 業高等学校	山 口 市	本 校	生物生 産科	3	40									
			食品工 学科	3	40									
			環境科 学科	3	40									
			生活科 学科	3	40									
		西市分 校	総合学 科	3	30									
山口県立宇部高 等学校	宇 部 市	本 校	普通科	3	160									
			人文社 会科学 科	3	35									
			自然科 学科	3	35									

(略) 宇部中央

山口県立宇部西 高等学校	宇 部 市	本 校	総合学 科	3	二									全日制課程総合学 科は、令和6年度 から生徒募集を停 止する。
山口県立宇部商 業高等学校	宇 部 市	本 校	商業科	3	105									
			総合情 報科	3	35									

(略) 宇部工業～下関双葉

山口県立下関工 科高等学校	下 関 市	本 校	機械工 学科	3	70									
			電気工 学科	3	60									
			建設工 学科	3	35									
			応用化 学工学 科	3	35									

(略) 下関南～

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

- (1) 令和6年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、同規則の別表の1の一部を改正するもの。
- (2) 令和6年度の山口県立特別支援学校高等部の入学定員の策定等に伴い、同規則の別表の4の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 別表の1のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。
  - ・下松工業高等学校等の入学定員の変更
- (2) 別表の4のうち、入学定員の変更に伴い、山口南総合支援学校の第1学年生徒定員を改める。

3 施行期日

令和6年4月1日



# 新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（最終案）【概要】

令和5年10月

## ○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要

## ○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、**体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出**されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

## ○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成**
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築
- **による絆の強い地域づくり**
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

※地域クラブ活動：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

## ○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
- ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
- ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

## I. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動**の在り方を示す。

### (主な内容)

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムを確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方策に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

## II. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

### (主な内容)

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

## III. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

### (主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
- 県内大会の在り方の見直し（開催回数、精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
- 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ 主として、公立中学校の生徒を対象





山口県  
新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針  
(最終案)

令和5年(2023年)10月

山口県 山口県教育委員会

## 目 次

はじめに	… 1
本方針の対象範囲	… 1
本方針策定の趣旨等	… 2
1 経緯等	… 2
2 本県の公立中学校等の部活動を取り巻く状況	… 2
3 今後のめざす姿	… 3
4 期待される効果	… 3
(1) 生徒への効果	… 3
(2) 地域社会への効果	… 3
(3) 学校への効果	… 3
5 本県における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性	… 4
(1) 改革の方向性	… 4
(2) 改革のスケジュール	… 4
<b>I 新たな地域クラブ活動</b>	
1 新たな地域クラブ活動の在り方	… 5
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	… 6
(1) 参加者	… 6
(2) 運営団体・実施主体	… 6
(3) 指導者	… 7
(4) 活動内容	… 9
(5) 適切な休養日等の設定	… 10
(6) 活動場所	… 11
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	… 11
(8) 保険の加入	… 12
3 学校との連携等	… 12
<b>II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備</b>	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	… 13
(1) 休日の活動の在り方等の検討	… 13
(2) 検討体制の整備	… 14
(3) 段階的な体制の整備	… 15
2 県及び市町における総合的・計画的な取組	… 19
3 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	… 19
<b>III 大会等の在り方の見直し</b>	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	… 20
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	… 20
(1) 大会等への参加の引率	… 20
(2) 大会運営への従事	… 20
3 生徒の安全確保	… 21
4 大会等の在り方	… 21

## はじめに

- 学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、本県のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。  
また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。  
しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
- こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。
- 国のガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。
- 県では、このような学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、県や市町、関係団体等が連携して学校部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があることから、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下、「地域クラブ活動」という。）を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定することとした。
- 県、市町、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が、本方針を踏まえた共通理解の下、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、段階的な取組を進めることが望まれる。

## 本方針の対象範囲

- 本方針は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の地域クラブ活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。
- 私立学校については、国公立学校における取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。
- 国公立の高等学校段階については、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

# 本方針策定の趣旨等

## 1 経緯等

国において、2018（平成30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。2020（令和2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。

また、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が示された。

本県においては、2019（平成31）年3月に「運動部活動の在り方に関する方針」、2019（令和元）年8月に「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。

さらに、2021（令和3）年10月には、関係機関・団体等からなる「やまぐち部活動改革推進協議会」を立ち上げ、国が示す公立中学校の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、本県の中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた検討を進めてきたところである。

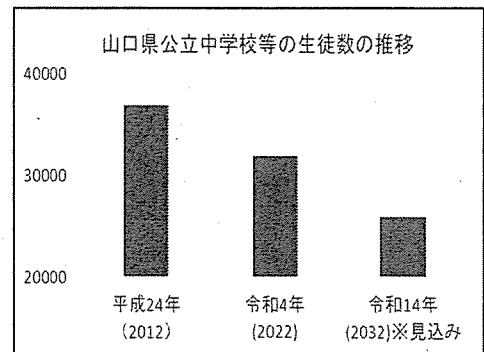
## 2 本県の公立中学校等の部活動を取り巻く状況

本県の公立中学校の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、公立中学校の生徒数（図1）は、2012（平成24）年が約37千人であったものが、2022（令和4）年には、生徒数が約32千人と減少している。さらに2032（令和14）年には約26千人にまで落ち込むことが見込まれ、今後も少子化による生徒数の減少が予想される。

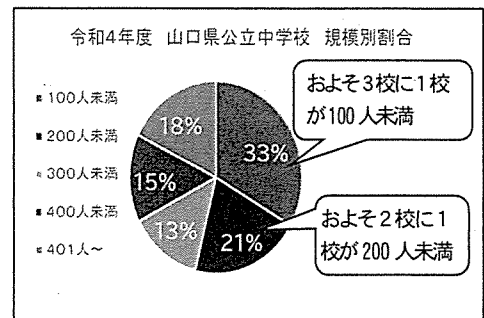
一方、2022（令和4）年度の生徒数の規模別の割合（図2）を見ると、およそ3校に1校は生徒数100人未満の学校、およそ2校に1校が生徒数200人未満の学校であり、地域によっては部活動の小規模化が進み、既に、団体競技等では、学校単位の充実した部活動の維持が困難になっているケースが増加している。

さらに、部活動においては、競技経験のない教員等が指導せざるを得ないこと、休日も含めた部

（図1） 出典：県教育委員会調査



（図2） 出典：県教育委員会調査



活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められることなど、教員等にとって大きな業務負担となっている実態もある。

こうした中、学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

### 3 今後のめざす姿

学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、将来にわたり、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動に代わり、地域において持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することをめざす。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える。

### 4 期待される効果

#### (1) 生徒への効果

- 少子化のため、存続が厳しくなった活動を継続できる。(持続可能性)
- 校内の生徒のみならず、地域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与することができる。(リレーションシップ)
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野を経験させることで、子どもたちに多様な体験機会を確保し、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等の育成を支援する。(多様な経験)
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境を整備し、子どもたちの「体験格差」を解消していく。(公平性)

#### (2) 地域社会への効果

- 多世代が交流して活動し、新たなコミュニティが生まれる。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築により、絆の強い地域づくりにつながる。(地域づくり)
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するなどの好循環が期待できる。(地域貢献)

#### (3) 学校への効果

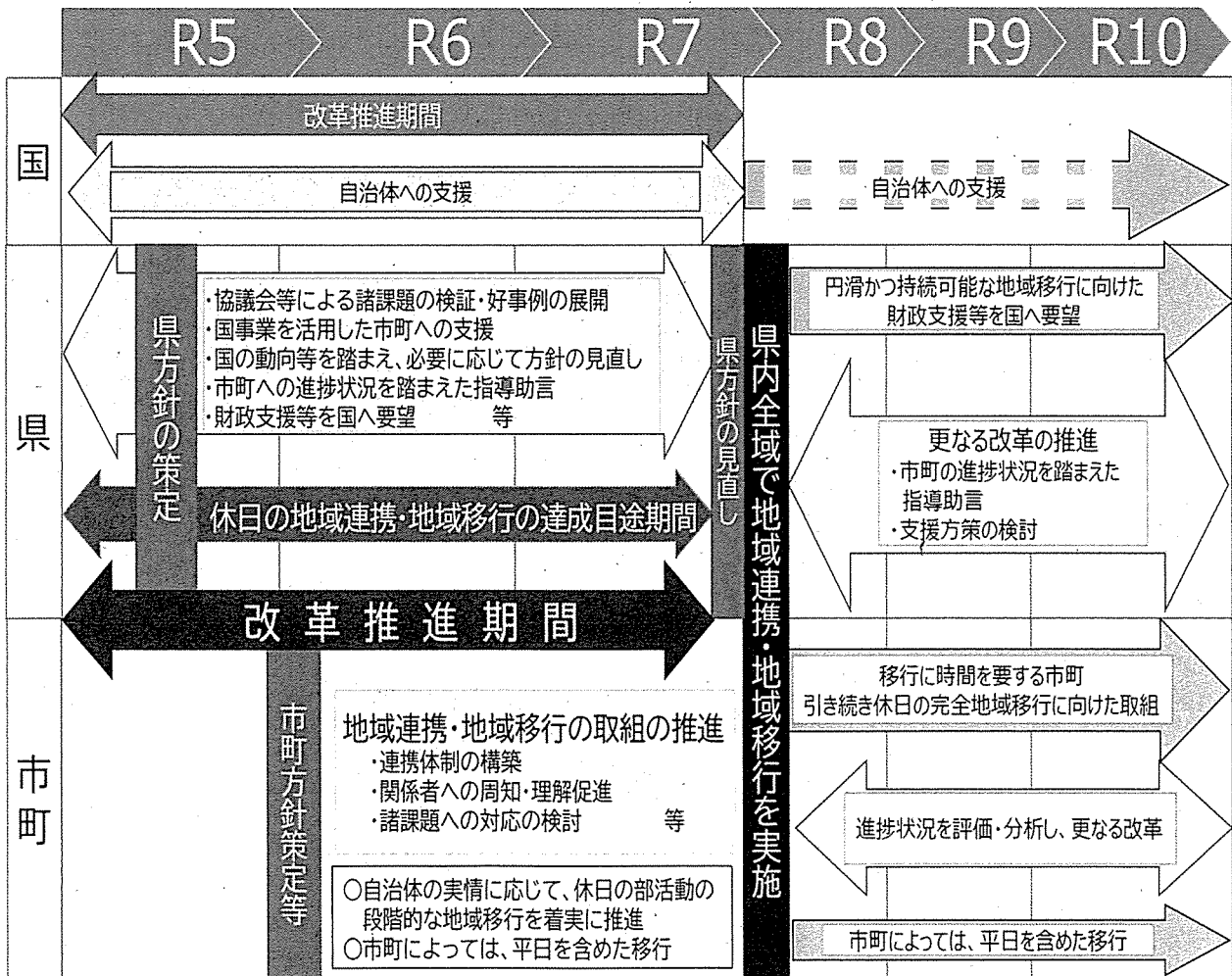
- 将来的に学校部活動の地域移行が進めば、学校全体の業務軽減につながり、教材研究など本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上する。(働き方改革)

## 5 本県における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性

### (1) 改革の方向性

- 2023（令和5）年度から 2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携<sup>注1</sup>、または、地域移行の取組を実施する。
  - ・ 早期に休日の学校部活動の地域移行が可能な市町については、2025（令和7）年度末までの実現をめざす。
  - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の進捗状況を踏まえ、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- なお、県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、県方針の見直しを行う。

### (2) 改革のスケジュール



注1 学校部活動の地域連携

必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

## I 新たな地域クラブ活動

### 【地域クラブ活動】

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

県及び市町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、持続可能な生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境をできるところから整備していくことが望ましい。

#### 《地域クラブ活動の要件》

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
- 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
- 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- 適切な活動時間や休養日等を設定していること

などの要件が考えられる。

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることをめざし、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、「地域クラブ活動」を行う環境を整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えばスポーツ団体、文化芸術団体の充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、多世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

## 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

### (1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒などを含めて、参加を希望する全ての生徒を想定する。

### (2) 運営団体・実施主体

#### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体のこと

実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ等のこと

※運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

#### 【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブ<sup>※1</sup>やスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部<sup>※2</sup>や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

イ 県及び市町並びに公益財団法人日本スポーツ協会（以下、『JSP0』と言う。）をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』<sup>※3</sup>を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠した運営を行う。



### 【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町が運営団体となることも想定される。

### ② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校の関係者や保護者等からなる協議会等において、定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

### (3) 指導者

#### ① 指導者の質の保障

##### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 県スポーツ協会や各競技団体<sup>\*4</sup>は、指導者の活動における指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の向上に努めるのみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

ウ 各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実させるなど、障害のある生徒が参加しやすい環境づくりに努める。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。県や市町などスポーツ団体とは別の第

三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

### 【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全確保に努め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

## ② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「『学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】』（2023（令和5）年2月山口県教育委員会。以下、『学校部活動方針』と言う。）」の2（1）、（2）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県及び市町は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、「学校部活動方針」の2（1）、（2）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医・科学<sup>※5</sup>の専門家等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体や文化芸術団体等、または、学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、指導を行う。

エ 県及び市町は、地域スポーツ・文化芸術活動の指導者、またそれを希望する

関係者に対し、望ましい活動の在り方及び中学生の発達特性を考慮した望ましい指導の在り方、活動の運営等に関する研修等を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。

### ③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員<sup>※6</sup>、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備し、活用を促すなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

市町が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ 県、市町及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

### ④ 教員等の兼職兼業

ア 教員等が勤務時間外に実費弁済の範囲を超えた報酬を得て地域クラブ活動に従事することを希望する場合、教員等の服務監督を行う教育委員会は、従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていることや教員等の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

イ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

## (4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体

験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツ<sup>※7</sup>や、メディア芸術<sup>※8</sup>、ユニバーサルスポーツ<sup>※9</sup>やアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保するように努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるように努める。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

#### (5) 適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、学校部活動方針に準じ、以下の活動時間を遵守し、休養日を設定する<sup>注2</sup>。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存する場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

##### 【休養日】

- 学校の学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

##### 【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

---

注2 適切な休養日等の設定については、生徒の心身の成長等に配慮し、学校部活動における基準を基本的に準用しているが、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な態様があり得ることから、休養日や活動時間の基準を原則とし、休養日等の設定の趣旨を逸脱しない範囲で、柔軟な対応が行われることも考えられる。

## (6) 活動場所

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化芸術施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、利用可能な廃校施設などを活用する。
- イ 県及び市町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度<sup>※10</sup>や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進するよう努める。
- ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている県及び市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を進める。
- エ 県及び市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- オ 県及び市町及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、必要に応じて前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。
- カ 前記アからオまでについて、県や市町の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(2020(令和2)年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(2021(令和3)年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

## (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市町は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めるとともに、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援に努める。県は、こうした取組を行う市町に対して、国の支援方策に沿って支援を進める。
- ウ 県及び市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用

等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

### (8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して各団体が指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

## 3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等や学校との情報交換の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員等の知見も活用する。

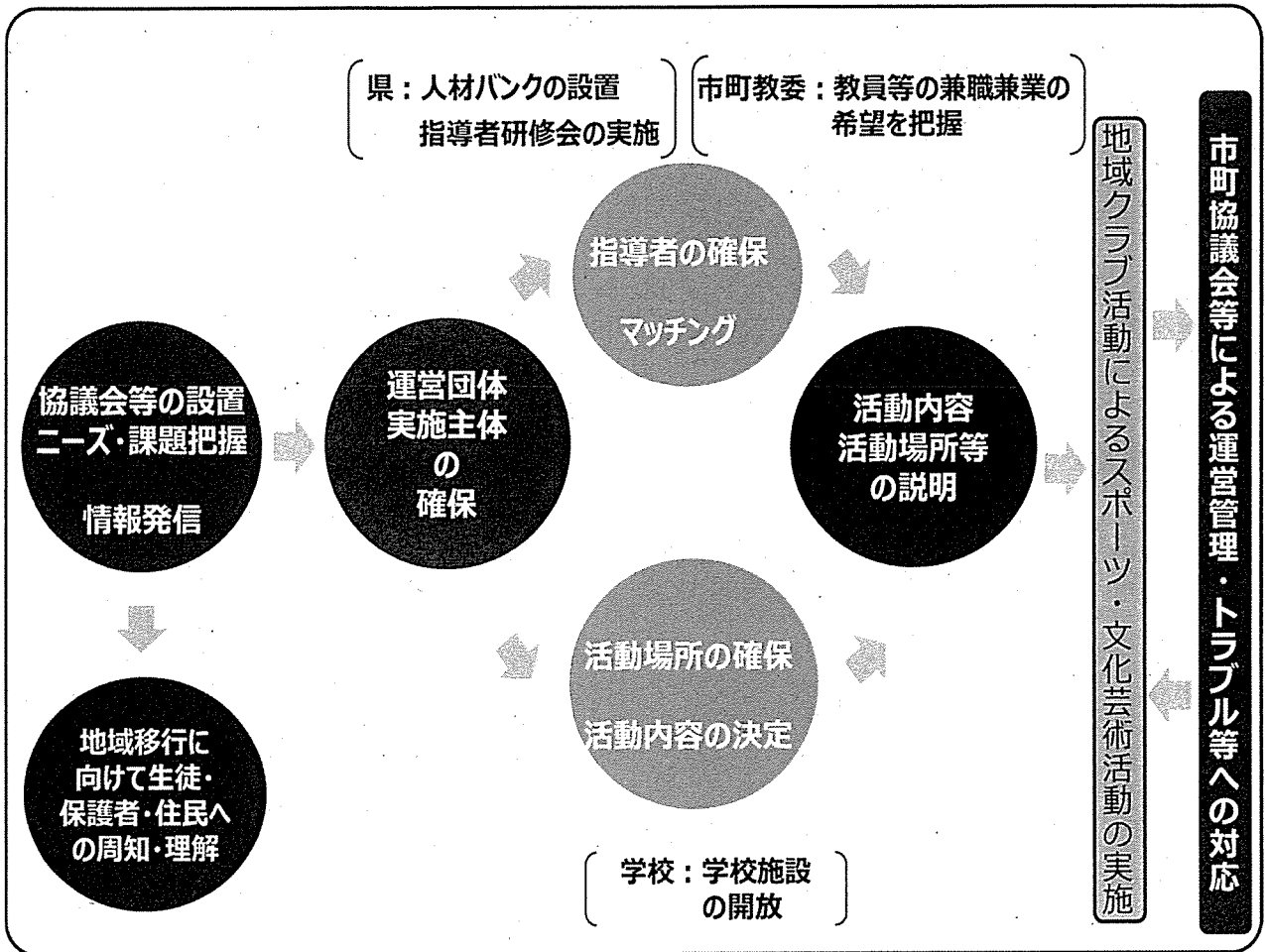
ウ 市町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。  
また、生徒や保護者が気軽に相談できる相談窓口を設置するなど、学校や運営団体・実施主体などと連携した相談体制が確保されるよう努める。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

【地域移行に向けた手順（参考）】



(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

## (2) 検討体制の整備

ア 県及び市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

### 《協議会等の設置》

公立中学校における休日の部活動の地域移行を推進するに当たり、その方向性やスケジュール、具体的な内容等を多くの関係者が連携して検討する協議会等の設置が不可欠であり、各市町における協議会等の内容は以下のようなものが想定される。

#### 【想定される協議会等の委員】

- ・有識者 ・地域スポーツ・文化振興担当部署 ・生涯学習・社会教育担当部署
- ・学校教育担当部署 ・地域スポーツ・文化芸術団体等 ・総括コーディネーター
- ・学校代表 ・保護者代表 ・スポーツ推進委員 ・スポーツ医・科学の専門家等

#### 【主な協議・検討内容】

- ・部活動の地域移行の方向性（ビジョン） ・地域移行に向けたスケジュール
- ・地域移行に向けた具体的方策 ・地域クラブ活動の要件
- ・運営団体・実施主体及び指導者の確保 ・定期的・恒常的な情報共有
- ・連絡調整の在り方 ・活動中のトラブルや事故等の対応を含む管理責任等

地域クラブ活動を立ち上げる際、行政、学校、運営団体、競技団体等のつなぎ役となる総括コーディネーターが重要であり、協議会等の中でも中心的な役割を担うことが想定される。また、必要に応じて、種目等別分科会を設置することも考えられる。

また、県及び市町は、前記の協議会等や社会教育所管部局が中心となった新たな協議の場において、活動の運営管理や事故、生徒間のトラブル等の情報交換や対応について検討・協議することが望ましい。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取組を推進する。その際、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化



芸術コミッション<sup>※11</sup>や地域おこし協力隊<sup>※12</sup>等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員等が県及び市町と地域のスポーツ・文化芸術団体等との連絡調整を担うことも考えられる。

エ 県及び市町の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。また、市町の委託を受けて運営団体としての役割を担うことが期待される。

オ 県及び市町の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

### (3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ① 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制
- ② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制

※ なお、直ちに前記①、②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等を通じて地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

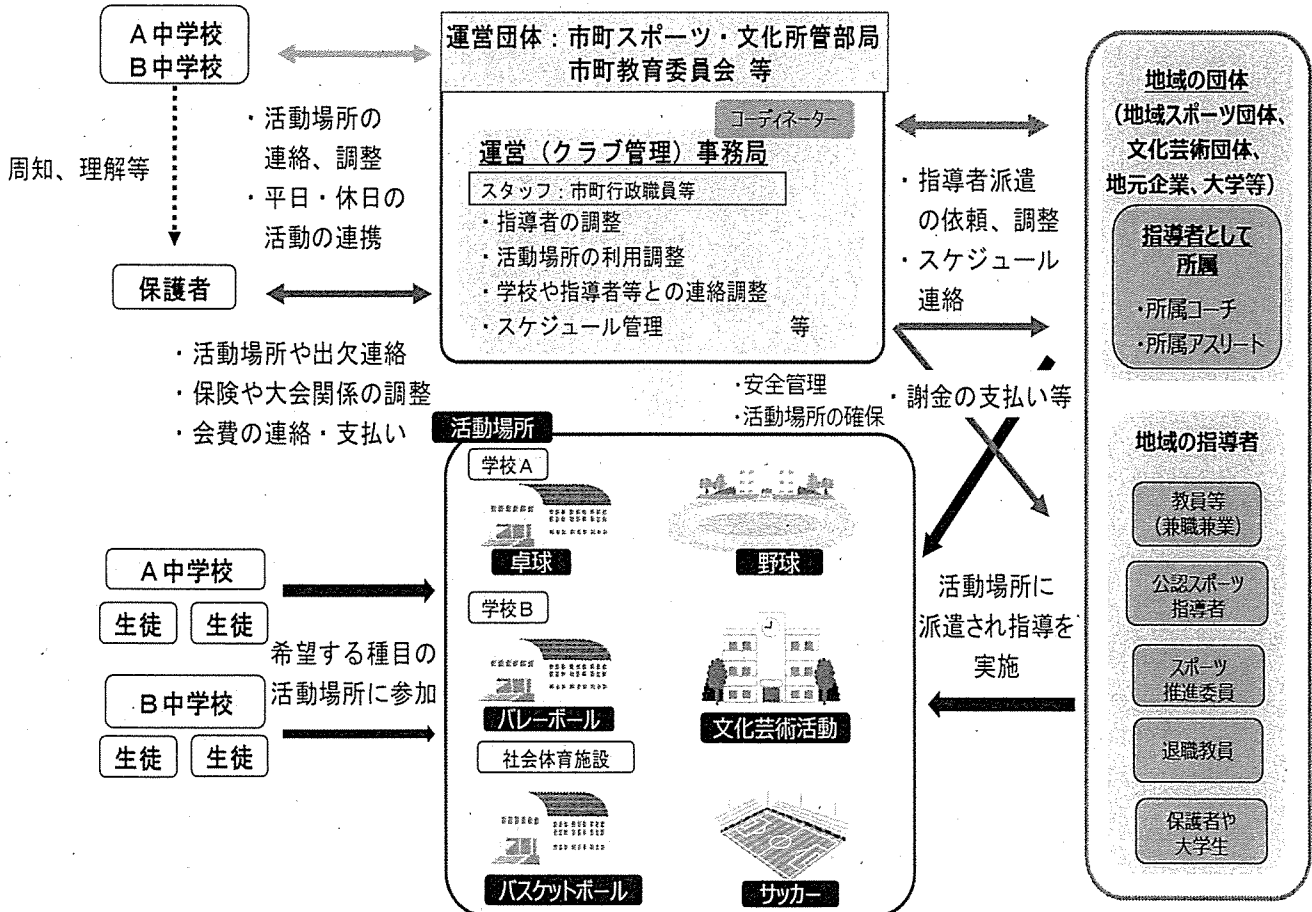
○ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ

学校と地域が連携・協働した活動には、地域の実情に合わせた様々な手法の中から地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせたりするなど、例えば、次のような工夫が考えられる。

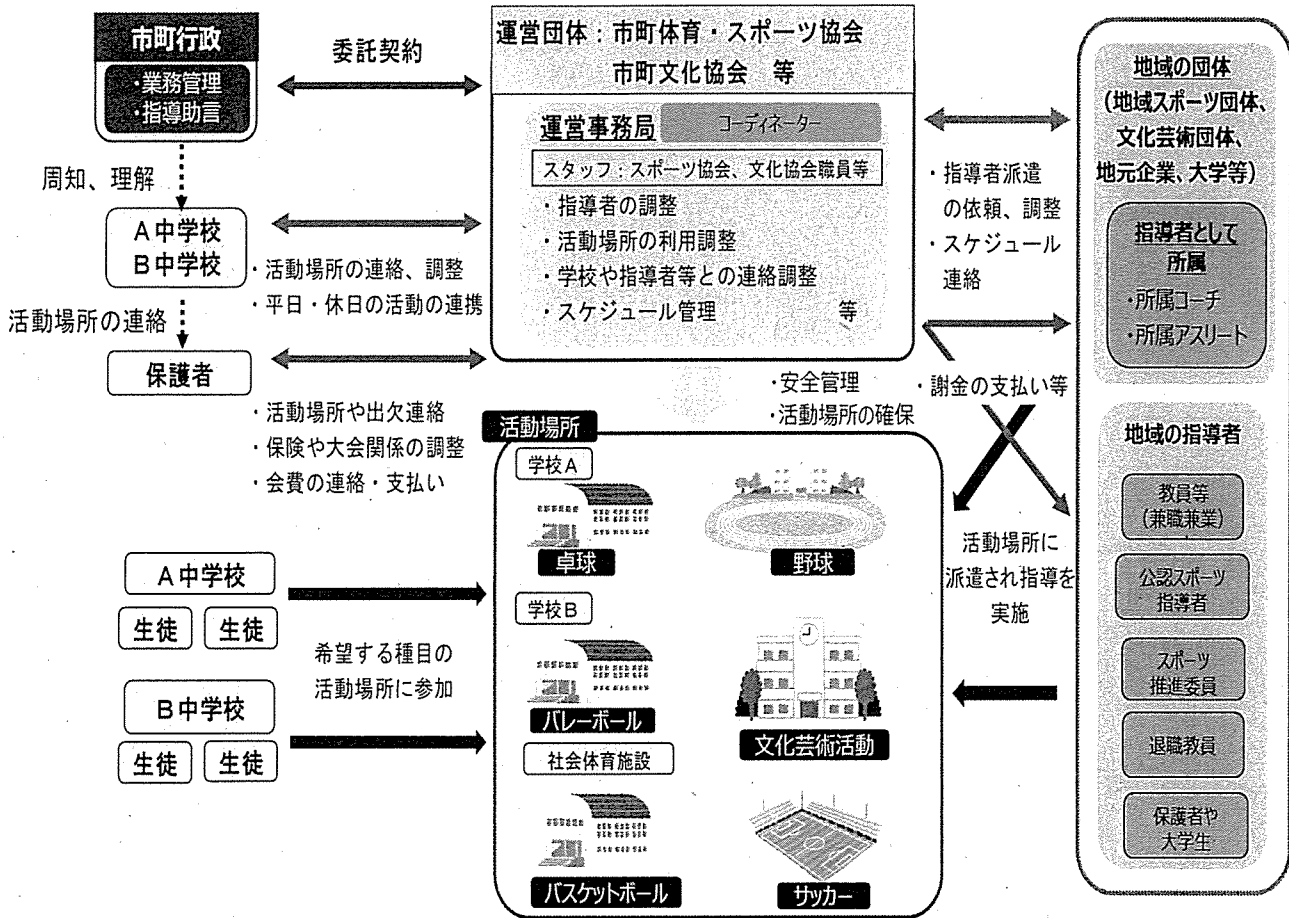
- ・ 地域スポーツ・文化所管部局や自治体内に設置した事務局を中心に、各種スポーツ・文化芸術団体等と連携し、運営団体・実施主体となる地域クラブを設立
- ・ 市町がスポーツ協会・文化協会等と連携し、運営団体として事務局（スポーツ・文化芸術）を設置。事務局は、地域スポーツ・文化芸術団体等との連携により、実施主体となる多様な団体を確保

また、地域クラブ活動のモデル・イメージとして①～⑤のようなケースが考えられる。中山間地域等においては、運営団体・実施主体となる既存のクラブがない場合も想定されることから、各市町においては、①または②のような地域クラブ活動の運営団体が設置されることが望ましい。

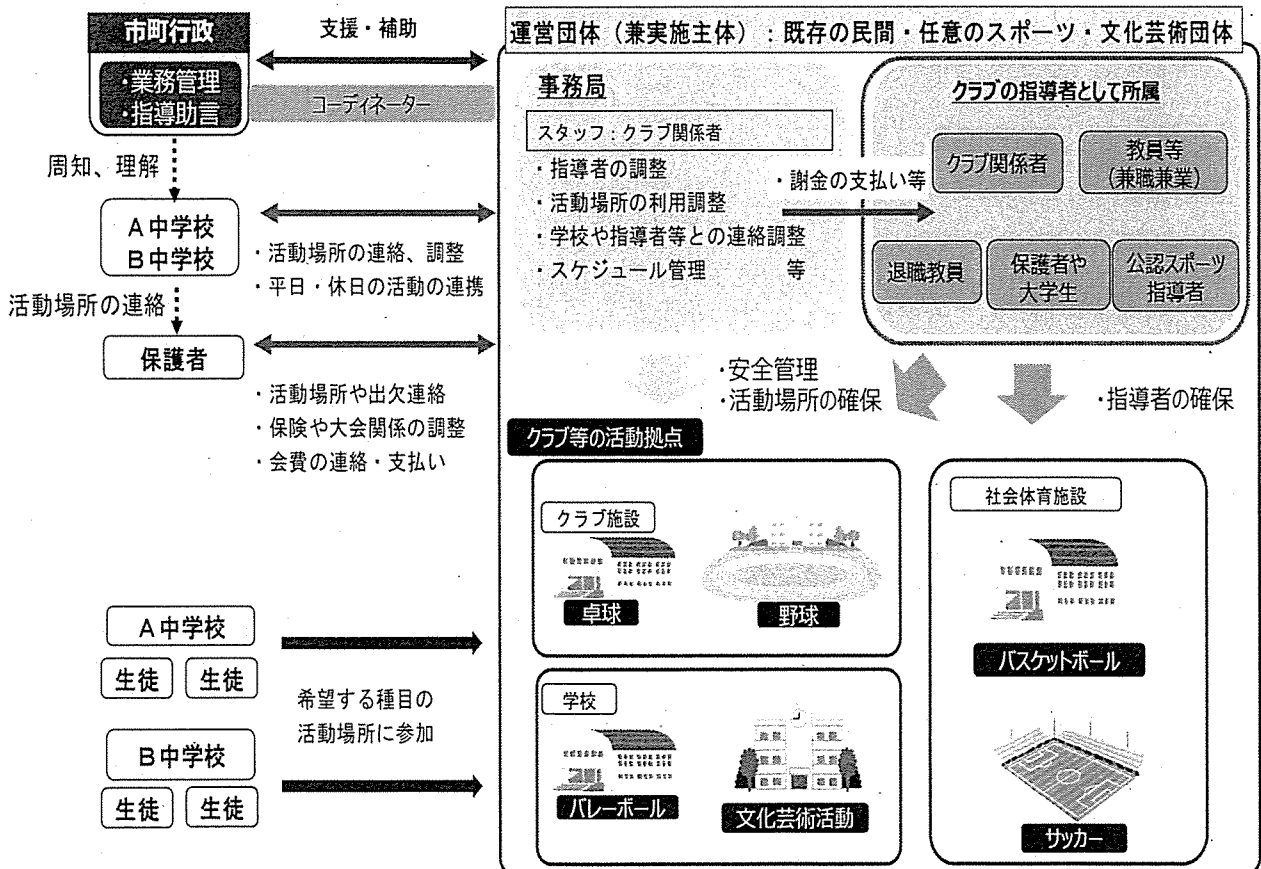
① <<市町が運営団体になり、希望する生徒が参加する>>



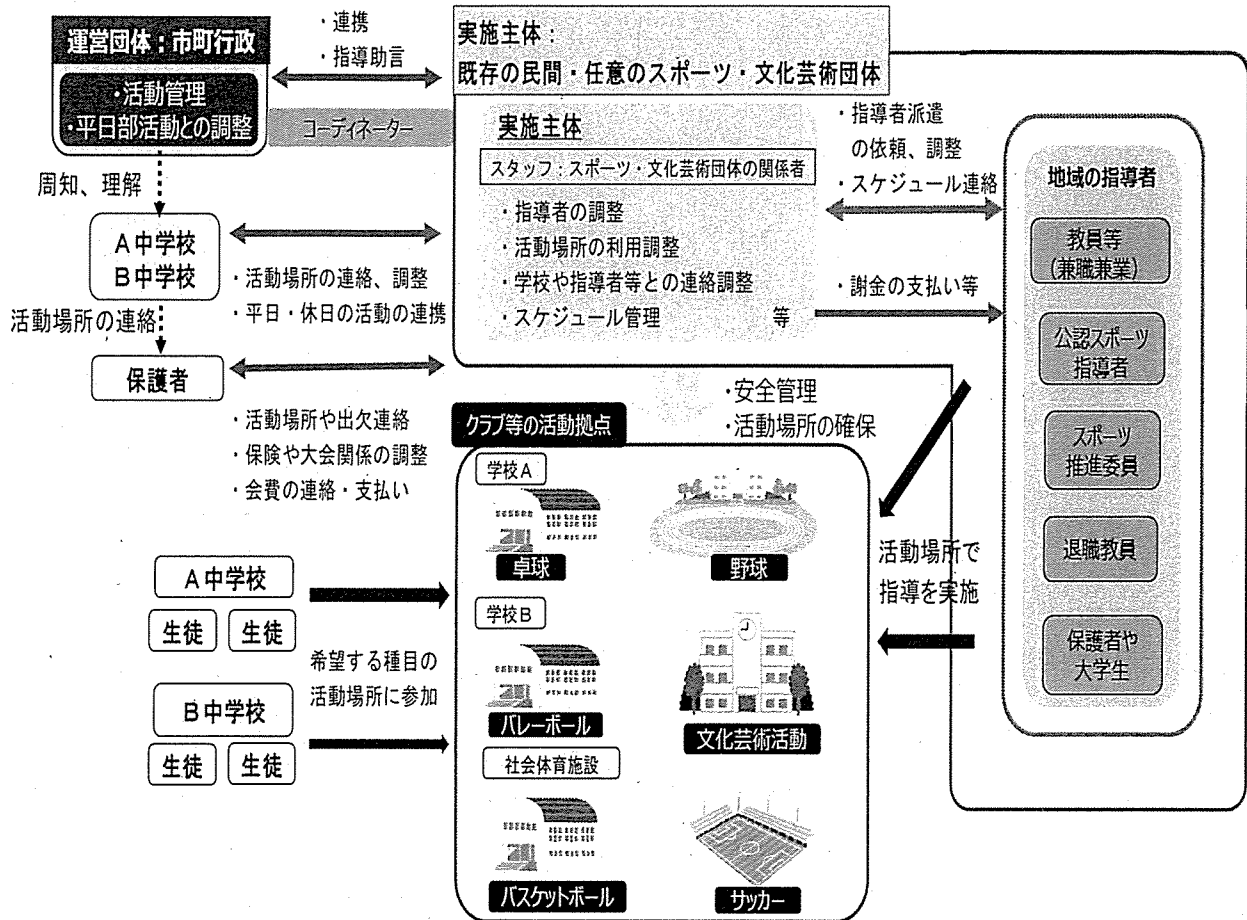
② 《体育・スポーツ協会・文化協会等が運営団体になり、希望する生徒が参加する》



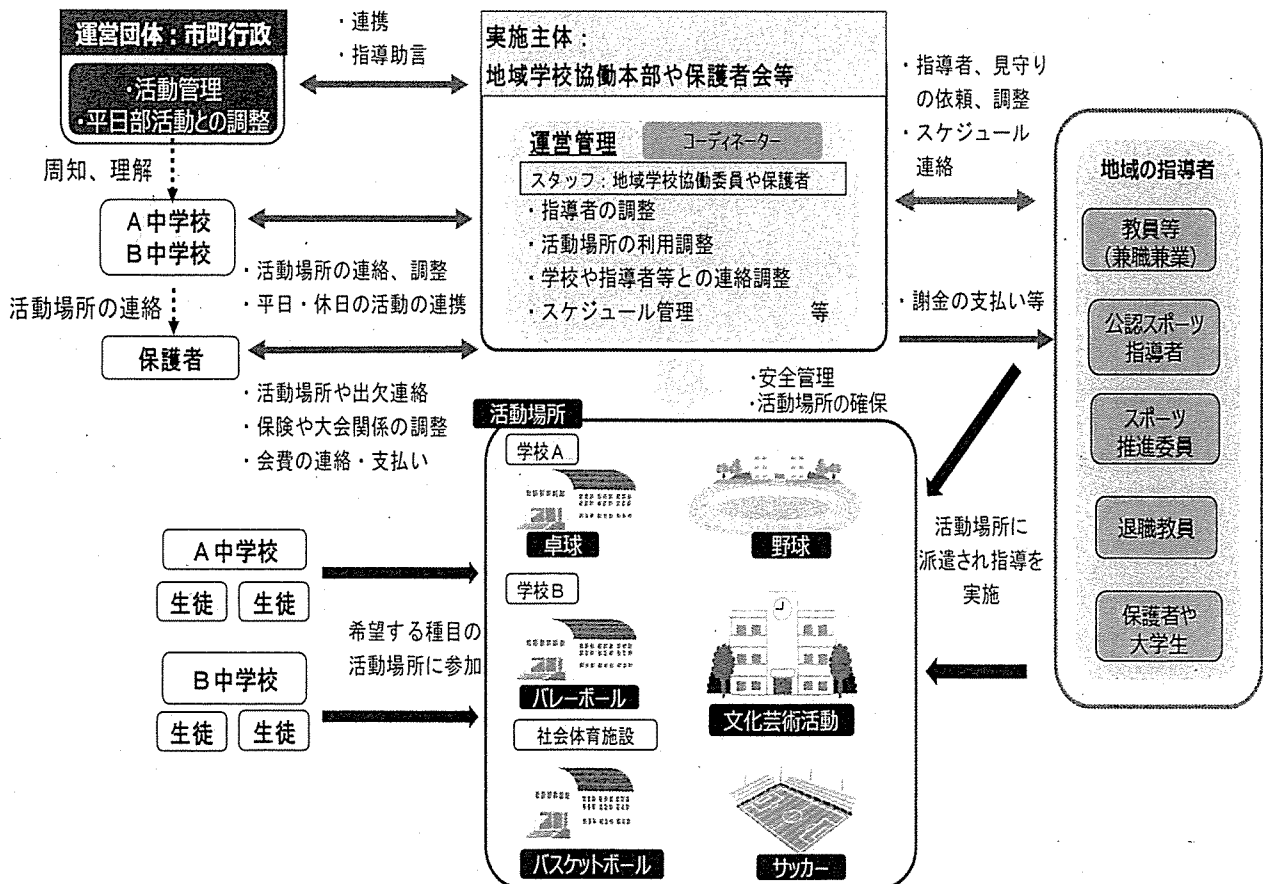
③ 《既存クラブが運営団体兼実施主体になり、希望する生徒が参加する》



④ <<既存のクラブや新設のクラブが実施主体になり、希望する生徒が参加する>>



⑤ <<地域学校協働本部や保護者会等が主体となって、希望する生徒が参加する>>



## 2 県及び市町における総合的・計画的な取組

ア 県及び市町は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の構築に向けた方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 本方針を踏まえ、市町においても、それを参考として地域の実態に応じた方針等を示すなど総合的・計画的に取り組む。また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な指導助言、支援を進める。

ウ 市町は、近隣市町と連携して同じ活動の場を設定するなど広域での連携を、必要に応じて行う。県は、このような取組を進める市町と情報交換を行い、必要な支援を進める。

エ 県は、県スポーツ協会及び競技団体、文化芸術団体と連携し、指導者の発掘にむけて人材バンクを整備し、活用を促す。また、市町が独自につくる人材バンクとも連携を図り、指導者の情報を一元管理し、指導者が広域で活動できるようにする。

## 3 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間と位置付ける。

イ 県及び市町においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、改革推進期間では、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施する。

ウ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、2025（令和7）年度末までの実現をめざす。また、移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早期の実現をめざす。

エ 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できることから取り組む。

オ 県及び市町は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、必要に応じて、方針を見直すとともに、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

### Ⅲ 大会等の在り方の見直し

#### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町大会において見直しを行う。

イ 県及び市町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援の検討をする。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方等の見直しを行う。

#### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

##### (1) 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、運営団体が派遣する指導者や実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

##### (2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教員等の服務監督を行う教育委員会や校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教員等の服務監督を行う教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含め

た適切な勤務管理を行う。この際、従事形態等について教員等の公務に対する信頼が確保されていることや教員等の健康及び福祉の確保が図られていること、学校業務の遂行に支障が出ないこと等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。

### 3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保するなどし、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくなることから、各種目・部門の特性等を踏まえ、スポーツ医・科学の専門家の知見も参考にしつつ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）<sup>\*13</sup>等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

### 4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

エ スポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

オ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

### ※1 総合型地域スポーツクラブ（P6）

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせ参加し（多志向）、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブのこと。

### ※2 地域学校協働本部（P6）

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する体制のこと。

### ※3 スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉（P6）

令和元年8月にスポーツ庁が示した、中央競技団体以外のスポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範のこと。

### ※4 競技団体（P7）

スポーツ競技の発展や振興を目的とする団体全般のこと。スポーツ競技の普及やアスリートの競技力強化、スポーツ大会への各種支援、地域のスポーツチーム支援などが主な活動の目的である。

### ※5 スポーツ医・科学（P8）

競技力向上や健康づくりのためのメディカル・フィットネス・スキル・メンタル・栄養等に関する研究や学問のこと。

### ※6 スポーツ推進委員（P9）

スポーツ基本法第32条に基づき、市町におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う人材のこと。

### ※7 アーバンスポーツ（P10）

アーバンスポーツとは「エクストリームスポーツ（速さや高さ、危険さや華麗さなどの過激な要素を持ったスポーツの総称。）の中で都市での開催が可能なもの」として、音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化とともに進化するものと捉えることができるスポーツのこと。  
（例）スケートボード、BMX、パルクールなど

### ※8 メディア芸術（P10）

デジタル技術を用いて作られたアート（インタラクティブアート、インスタレーション、映像等）、アニメーション・特撮、マンガ及びデジタルゲームなどのこと。



※9ユニバーサルスポーツ（P10）

年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。既存のスポーツのルールや用具を修正したり、変えたり、場合によっては新しくつくる等の対応を行い実施することも想定されている。

（例）ポッチャ、モルック、ラージボール卓球など

※10 指定管理者制度（P11）

公の施設の管理について、多様化するサービスへ効果的、効率的に対応するため、民間能力を活用し、サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とした管理制度のこと。

※11 地域スポーツ・文化芸術コミッション（P15）

地方公共団体、スポーツ・文化団体、民間企業等が一体となり、スポーツや文化芸術活動によるまちづくり・地域活性化を推進していく組織の総称のこと。

※12 地域おこし協力隊（P15）

自治体からの委嘱を受け（任期は1～3年）、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に協力する人材のこと。

※13 暑さ指数（WBGT）（P21）

人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標のこと。



令和6年度(2024年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験  
(第二次試験)の選考結果について

1 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数

(1) 選考区分・志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数

ア 令和6年度採用

※( )は昨年度の数、〔 〕内は第二志願者を含む数

選考区分・志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数 ① ※1	第一次試験			第二次試験 ※3			最終倍率 (①+②) /⑤	
			受験者数 ②	合格者数 ③ ※2	倍率 ②/③	受験者数 ④	登載 予定者数 ⑤ ※4	倍率 ④/⑤		
ラム一般 修了者、 特別選考 博士号取 得者(教職 大学院修 了見込者、 社会人、 スポーツ・ 芸術、 教師力向 上プログ ラム)	小学校	305 (310) 〔323〕 〔333〕	36 (30)	247 (262) 〔264〕 〔284〕	216 (207) 〔230〕 〔221〕	1.1 (1.3) 〔1.1〕 〔1.3〕	243 (223) 〔255〕 〔236〕	193 (175) 〔 〕 〔 〕	1.3 (1.3) 〔1.3〕 〔1.3〕	1.5 (1.7) 〔1.6〕 〔1.8〕
	中学校	276 (296) 〔276〕 〔297〕	35 (31)	218 (243) 〔218〕 〔243〕	168 (151) 〔168〕 〔151〕	1.3 (1.6) 〔1.3〕 〔1.6〕	190 (171) 〔190〕 〔171〕	124 (107) 〔 〕 〔 〕	1.5 (1.6) 〔1.5〕 〔1.6〕	2.0 (2.6) 〔2.0〕 〔2.6〕
	高等学校	332 (307) 〔332〕 〔308〕	43 (42)	252 (233) 〔252〕 〔234〕	126 (118) 〔126〕 〔118〕	2.0 (2.0) 〔2.0〕 〔2.0〕	164 (158) 〔164〕 〔158〕	72 (62) 〔 〕 〔 〕	2.3 (2.5) 〔2.3〕 〔2.5〕	4.1 (4.4) 〔4.1〕 〔4.5〕
	計	913 (913) 〔931〕 〔938〕	114 (103)	717 (738) 〔734〕 〔761〕	510 (476) 〔524〕 〔490〕	1.4 (1.6) 〔1.4〕 〔1.6〕	597 (552) 〔609〕 〔565〕	389 (344) 〔 〕 〔 〕	1.5 (1.6) 〔1.6〕 〔1.6〕	2.1 (2.4) 〔2.2〕 〔2.5〕
	特別支援学校 小学部	12 (19) 〔 〕 〔 〕	0 (0)	11 (19) 〔 〕 〔 〕	10 (15) 〔 〕 〔 〕	1.1 (1.3) 〔 〕 〔 〕	9 (15) 〔 〕 〔 〕	9 (10) 〔 〕 〔 〕	1.0 (1.5) 〔 〕 〔 〕	1.2 (1.9) 〔 〕 〔 〕
	特別支援学校 中学部	15 (13) 〔15〕 〔14〕	0 (0)	14 (13) 〔14〕 〔14〕	12 (11) 〔12〕 〔11〕	1.2 (1.2) 〔1.2〕 〔1.3〕	12 (11) 〔12〕 〔11〕	9 (7) 〔 〕 〔 〕	1.3 (1.6) 〔1.3〕 〔1.6〕	1.6 (1.9) 〔1.6〕 〔2.0〕
	特別支援学校 高等部	24 (17) 〔24〕 〔18〕	6 (3)	18 (14) 〔18〕 〔14〕	12 (9) 〔12〕 〔9〕	1.5 (1.6) 〔1.5〕 〔1.6〕	18 (12) 〔18〕 〔12〕	7 (7) 〔 〕 〔 〕	2.6 (1.7) 〔2.6〕 〔1.7〕	3.4 (2.4) 〔3.4〕 〔2.4〕
	計	51 (49) 〔51〕 〔51〕	6 (3)	43 (46) 〔43〕 〔47〕	34 (35) 〔34〕 〔35〕	1.3 (1.3) 〔1.3〕 〔1.3〕	39 (38) 〔39〕 〔38〕	25 (24) 〔 〕 〔 〕	1.6 (1.6) 〔1.6〕 〔1.6〕	2.0 (2.0) 〔2.0〕 〔2.1〕
	養護教諭	97 (98)	4 (5)	84 (88)	20 (15)	4.2 (5.9)	24 (20)	6 (5)	4.0 (4.0)	14.7 (18.6)
	合計	1,061 (1,060) 〔1,079〕 〔1,087〕	124 (111)	844 (872) 〔861〕 〔896〕	564 (526) 〔578〕 〔540〕	1.5 (1.7) 〔1.5〕 〔1.7〕	660 (610) 〔672〕 〔623〕	420 (373) 〔 〕 〔 〕	1.6 (1.6) 〔1.6〕 〔1.7〕	2.3 (2.6) 〔2.3〕 〔2.7〕
障害者を対象 とした選考	5 (5)	2 (0)	3 (4)	1 (3)	3.0 (1.3)	3 (3)	2 (1)	1.5 (3.0)	2.5 (4.0)	
障害者を対象 とした選考を 含めた合計	1,066 (1,065) 〔1,084〕 〔1,092〕	126 (111)	847 (876) 〔864〕 〔900〕	565 (529) 〔579〕 〔543〕	1.5 (1.7) 〔1.5〕 〔1.7〕	663 (613) 〔675〕 〔626〕	422 (374) 〔 〕 〔 〕	1.6 (1.6) 〔1.6〕 〔1.7〕	2.3 (2.6) 〔2.3〕 〔2.7〕	

イ 令和7・8年度採用

教職チャレンジ サポート特別選考	57 (-)	- (-)	43 (-)	16 (-)	2.7 (-)	15 (-)	6 (-)	2.5 (-)	7.2 (-)
---------------------	-----------	----------	-----------	-----------	------------	-----------	----------	------------	------------

※1 前年度採用選考試験第二次試験の総合評価ランクがA又はBの者及び国公立学校の本採用教員で、平成25年4月1日以降に、3年以上の勤務経験(出願する志願区分(校種等)の教科と同一の勤務経験)を有する者(出願時点で本県本採用教員は除く)については、第一次試験を免除している。

※2 第一次試験合格者数(③)の上段の数には、第二志願のみに合格した者を含む。

※3 第二次試験は、第一次試験免除者(①)及び第一次試験合格者(③)を対象に実施した。

※4 登載予定者数(⑤)には、第二志願で合格した者を含む。

## (2) 教職大学院修了見込者特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	3 (1)	- (-)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)
中学校	4 (4)	- (-)	4 (4)	4 (2)	4 (1)	3 (1)
高等学校	1 (1)	- (-)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
計	8 (6)	- (-)	6 (6)	6 (4)	6 (3)	4 (3)

## (3) 社会人特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
中学校	7 (4)	0 (1)	7 (3)	5 (3)	5 (3)	3 (1)
高等学校	10 (2)	0 (0)	10 (0)	6 (0)	6 (0)	3 (0)
計	17 (7)	0 (1)	17 (4)	11 (3)	11 (3)	6 (1)

## (4) スポーツ・芸術特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
中学校	- (1)	- (0)	- (1)	- (0)	- (0)	- (0)
高等学校	7 (4)	0 (1)	5 (2)	2 (1)	2 (2)	2 (0)
計	7 (5)	0 (1)	5 (3)	2 (1)	2 (2)	2 (0)

## (5) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	28 (28)	- (-)	28 (28)	28 (28)	27 (27)	27 (27)

## (6) 博士号取得者特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
高等学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

## (7) 看護科教諭特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
高等学校	2 (5)	0 (1)	2 (4)	2 (2)	2 (3)	2 (1)

## (8) 教職チャレンジサポート特別選考の状況((1)の内数)

志願区分	志願者数	内第一次試験免除者数	第一次試験		第二次試験	
			受験者数	合格者数	受験者数	登載予定者数
小学校	26 (-)	- (-)	19 (-)	7 (-)	6 (-)	3 (-)
中学校	16 (-)	- (-)	12 (-)	3 (-)	3 (-)	1 (-)
高等学校	15 (-)	- (-)	12 (-)	6 (-)	6 (-)	2 (-)
計	57 (-)	- (-)	43 (-)	16 (-)	15 (-)	6 (-)

2 中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の採用候補者名簿記載予定者数の教科別内訳

( )は昨年度 \* は募集なし

校種	教科・科目等	第一次試験受験者数(第一次試験免除者含む。)				名簿記載予定者数					最終倍率 A/B		
		A	教職大学院 修了見込者 特別選考 (内訳)	社会人 特別選考 (内訳)	スポーツ ・芸術 特別選考 (内訳)	博士号 取得者 特別選考 (内訳)	B	教職大学院 修了見込者 特別選考 (内訳)	社会人 特別選考 (内訳)	スポーツ ・芸術 特別選考 (内訳)		博士号 取得者 特別選考 (内訳)	
中学校	国語	26 (29)	0 (1)	1 (1)			17 (19)	0 (1)	1 (0)			1.5 (1.5)	
	社会	50 (56)	2 (1)	2 (1)			24 (21)	1 (0)	1 (0)			2.1 (2.7)	
	数	45 (50)	1 (1)	0 (0)			19 (13)	1 (0)	0 (0)			2.4 (3.8)	
	理科	33 (31)	1 (1)	1 (1)			21 (12)	1 (0)	1 (1)			1.6 (2.6)	
	音楽	11 (12)	0 (0)	0 (0)	* (0)		5 (5)	0 (0)	0 (0)	* (0)		2.2 (2.4)	
	美術	5 (6)	0 (0)	0 (0)	* (0)		2 (4)	0 (0)	0 (0)	* (0)		2.5 (1.5)	
	保健体育	47 (52)	0 (0)	2 (1)	* (1)		15 (9)	0 (0)	0 (0)	* (0)		3.1 (5.8)	
	技術	3 (3)	0 (0)	0 (0)			1 (2)	0 (0)	0 (0)			3.0 (1.5)	
	家庭	6 (4)	0 (0)	1 (0)			4 (2)	0 (0)	0 (0)			1.5 (2.0)	
	外国語(英語)	27 (31)	0 (0)	0 (0)			16 (20)	0 (0)	0 (0)			1.7 (1.6)	
合計	253 (274)	4 (4)	7 (4)	* (1)		124 (107)	3 (1)	3 (1)	* (0)		2.0 (2.6)		
高等学校	国語	29 (23)	0 (0)	0 (0)			7 (3)	0 (0)	0 (0)			4.1 (7.7)	
	地理歴史	世界史	5 (9)	0 (0)	0 (0)			2 (1)	0 (0)	0 (0)			2.5 (9.0)
		日本史	29 (23)	0 (0)	1 (0)			4 (1)	0 (0)	0 (0)			7.3 (23.0)
	公民	地理	6 (7)	0 (0)	0 (0)			2 (3)	0 (0)	0 (0)			3.0 (2.3)
		倫理	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
	数	政治・経済	14 (9)	0 (0)	2 (0)			2 (1)	0 (0)	1 (0)			7.0 (9.0)
		学	52 (44)	0 (0)	0 (0)			11 (10)	0 (0)	0 (0)			4.7 (4.4)
	理科	物理	9 (10)	0 (0)	1 (0)			2 (2)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	4.5 (5.0)
		化学	7 (7)	0 (0)	0 (0)			2 (3)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	3.5 (2.3)
		生物	13 (10)	0 (0)	0 (0)			1 (3)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	13.0 (3.3)
		地学	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)		* (*)	* (*)
	保健体育	50 (48)	0 (1)	0 (0)	5 (3)		6 (5)	0 (1)	0 (0)	2 (0)		8.3 (9.6)	
	芸術	音楽	5 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		5.0 (2.0)
		美術	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1.0 (2.0)
		書道	* (*)	* (*)	* (*)	* (*)		* (*)	* (*)	* (*)	* (*)		* (*)
	外国語(英語)	29 (31)	0 (0)	1 (0)			10 (9)	0 (0)	0 (0)			2.9 (3.4)	
	家庭	5 (6)	0 (0)	0 (0)			2 (2)	0 (0)	0 (0)			2.5 (3.0)	
	情報	8 (8)	0 (0)	1 (0)			2 (3)	0 (0)	0 (0)			4.0 (2.7)	
	農業	農業畜産系	5 (3)	0 (0)	1 (0)			1 (1)	0 (0)	0 (0)			5.0 (3.0)
		農業化学・食品系	1 (*)	0 (*)	0 (*)			1 (*)	0 (*)	0 (*)			1.0 (*)
		土木造園林業系	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)			- (-)
		機械系	4 (6)	0 (0)	0 (0)			3 (2)	0 (0)	0 (0)			1.3 (3.0)
	工業	電気系	3 (4)	0 (0)	2 (0)			2 (3)	0 (0)	2 (0)			1.5 (1.3)
		土木建築系	1 (3)	0 (0)	0 (0)			1 (2)	0 (0)	0 (0)			1.0 (1.5)
		化学工業系	3 (4)	0 (0)	0 (0)			2 (2)	0 (0)	0 (0)			1.5 (2.0)
		商業	11 (11)	0 (0)	1 (0)			4 (3)	0 (0)	0 (0)			2.8 (3.7)
	水産	航海系	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
		機関系	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
		食品・栽培系	* (*)	* (*)	* (*)			* (*)	* (*)	* (*)			* (*)
	看護(特別選考)	2 (5)					2 (1)					1.0 (5.0)	
福祉	3 (*)	0 (*)	0 (*)			1 (*)	* (*)	* (*)			3.0 (*)		
合計	295 (275)	0 (1)	10 (0)	5 (3)	0 (0)	72 (62)	0 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	4.1 (4.4)		
中学部	国語	2 (2)	0 (0)				1 (0)	0 (0)					
	社会	1 (0)	0 (0)				1 (0)	0 (0)					
	数	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	理科	1 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	音楽	1 (1)	0 (0)				1 (0)	0 (0)					
	美術	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	保健体育	7 (8)	0 (0)				5 (6)	0 (0)					
	技術	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	家庭	2 (2)	0 (0)				1 (1)	0 (0)					
	外国語(英語)	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
合計	14 (13)	0 (0)				9 (7)	0 (0)				1.6 (1.9)		
特別支援学校 高等部	国語	1 (0)	0 (0)				1 (0)	0 (0)					
	地理歴史	世界史	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		日本史	4 (0)	0 (0)				2 (0)	0 (0)				
	公民	地理	0 (1)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		倫理	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
	数	政治・経済	1 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		学	2 (2)	0 (0)				0 (1)	0 (0)				
	理科	物理	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		化学	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		生物	1 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		地学	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
	保健体育	5 (6)	0 (0)				2 (2)	0 (0)					
	芸術	音楽	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
		美術	1 (2)	0 (0)				0 (0)	0 (0)				
	外国語(英語)	1 (0)	0 (0)				1 (0)	0 (0)					
	家庭	0 (0)	0 (0)				0 (0)	0 (0)					
	情報	0 (1)	0 (0)				0 (1)	0 (0)					
	農業	農業畜産系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		農業化学・食品系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		土木造園林業系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		機械系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
	工業	電気系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		土木建築系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
		化学工業系	* (*)	* (*)				* (*)	* (*)				
商業		* (*)	* (*)				* (*)	* (*)					
福祉	8 (5)	0 (0)				1 (3)	0 (0)						
医療(特別選考)	* (*)					* (*)							
合計	24 (17)	0 (0)				7 (7)	0 (0)				3.4 (2.4)		

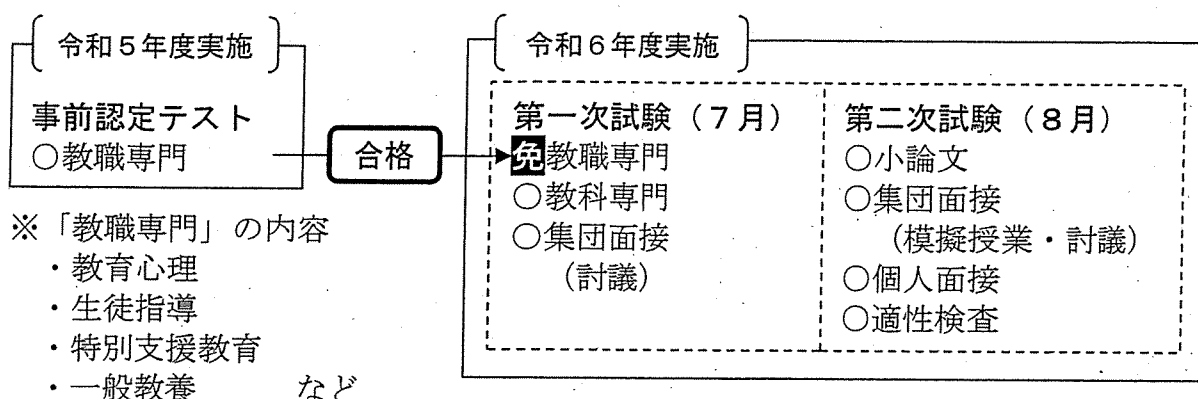
令和7年度（令和6年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験に係る新制度の導入について

教育庁教職員課

1 **新制度1** 「教職専門」 事前認定テストの導入

(1) テストの概要

令和7年度（令和6年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験における「教職専門」試験の免除者を事前に認定するテスト



(2) 対象者・出願要件

小学校教諭を志望する者のうち、以下のア、イのいずれかの要件を満たし、その事実を、在籍する大学等（大学院、短期大学を含む。）が認める者

	要件	主な対象者
ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度実施の試験を受験する者</li> <li>山口県公立学校教員を第一志望とする者</li> </ul>	今年度の大学3年生
イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度実施の試験を受験する者</li> <li>山口県公立学校教員を第一志望とする者</li> <li>山口県公立学校において来年度の臨時的任用教員としての勤務を希望する者</li> <li>今年度実施試験（他自治体含む）において最終試験合格となっていない者</li> </ul>	今年度の大学4年生

- (3) 実施日 令和5年12月17日（日）
- (4) 試験会場 国立大学法人山口大学（吉田キャンパス）
- (5) その他  
試験時間・出願期間・出願方法等の詳細は実施要項参照

2 **新制度2** 大学推薦による特別選考の導入

(1) 概要

以下の①、②をとともに満たす者を対象とした特別選考

- ①県が指定する大学の在籍者のうち、山口県公立学校教員を第一志望とする者
- ②県が指定する推薦基準を満たし、在籍する大学等が推薦する者

(2) 対象者

令和6年度の大学4年生

(3) その他

対象志願区分・推薦基準・試験内容等の詳細は令和6年3月中旬に公表予定

令和7年度(令和6年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験に係る

## 「教職専門」事前認定テスト実施要項

山口県教育委員会

試験日：令和5年12月17日(日)

出願受付期間：令和5年11月1日(水)～11月21日(火)午後5時受付終了

### 1 目的

この「教職専門」事前認定テストは、令和7年度(令和6年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験における「教職専門」試験の免除者を事前に認定するために実施するものです。

### 2 対象志願区分(校種)

小学校

### 3 受験資格

以下のア、イのいずれかにおいて、全ての要件を満たし、その事実を在籍する大学等(大学院、短期大学を含む。)が認める者のみ受験できます。

	要件	主な対象者
ア	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度(令和6年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験を受験する者</li><li>山口県公立学校教員を第一志望とする者</li><li>令和6年度中に大学等を卒業(修了)見込みの者</li><li>小学校教諭の普通免許状を所有している者又は令和6年度末までに取得見込みの者</li></ul>	令和5年度の 大学3年生
イ	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度(令和6年度実施)山口県公立学校教員採用候補者選考試験を受験する者</li><li>山口県公立学校教員を第一志望とする者</li><li>令和5年度中に大学等を卒業(修了)見込みの者</li><li>小学校教諭の普通免許状を所有している者又は令和5年度末までに取得見込みの者</li><li>山口県公立学校において令和6年度の臨時的任用教員としての勤務を希望する者(※)</li><li>他自治体の令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考試験において最終試験合格となっていない者</li></ul>	令和5年度の 大学4年生

※ このテストの受験や合格をもって臨時的任用教員としての任用を約束するものではありません。

また、臨時的任用教員としての任用に必須となるテストでもありません。

### 4 試験の期日、場所及び日程

(1) 期日 令和5年12月17日(日)

(2) 場所 国立大学法人山口大学(吉田キャンパス)

山口市吉田1677-1

(3) 日程 午前10時30分から試験開始予定

(4) その他 受験会場、受付時間、試験時間等の詳細は受験票にてお知らせします。

**5** 試験項目、試験内容、試験形式、評価の視点及び評価方法

試験項目	教職専門
試験内容	教育法規、教育心理、教育原理、生徒指導、人権教育、特別支援教育等
試験形式	主として選択式
評価の視点	教員として必要な教職専門分野の知識及び理解
評価方法	試験における得点で評価


**6** 出願の流れ

受験者	「教職専門」事前認定テストの受験を希望する者は、在籍する大学等に対し、受験希望の旨を申し出るとともに、受験資格の有無について確認を依頼する。
大学等	大学等は、受験希望者の受験資格の有無を判断する。
受験者	大学等から受験資格を認められた者は、インターネット（電子申請）により各自で出願手続きを行う。（ <b>7</b> 出願方法及び提出書類参照） ・ 出願〆切 令和5年11月21日（火）午後5時
大学等	大学等は、出願手続きを終えた者を確認し、出願者一覧表を下記提出先に電子メールにより提出する。 ・ 提出様式 出願者一覧表（別紙 Excel ファイル） ・ 掲載場所 山口県教育庁教職員課ウェブページ（教員採用試験専用ページ）からダウンロードしたもの ※令和5年11月1日（水）からダウンロード可 ・ 提出先 山口県教育庁教職員課人事企画班 E-mail : jinki@pref.yamaguchi.lg.jp ・ 提出〆切 令和5年11月27日（月）

**7** 出願方法及び提出書類（受験者）

(1) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願のみとします。

アクセス先	山口県教育庁教職員課ウェブページ（教員採用試験専用ページ） <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html</a> 
受付期間	令和5年11月1日（水）午前9時～11月21日（火）午後5時 ※ 期間中（受付初日及び最終日を除きます。）は原則として24時間いつでも受け付けています。 ただし、11月17日（金）午後10時から11月18日（土）午前6時までは、電子申請システムの停止により受付ができませんので注意してください。
備考	ウェブページ上に示す出願方法及び利用上の注意をよく確認の上、申し込んでください。



## (2) 提出書類

志願書	インターネット（電子申請）による出願において、申請画面から必要事項を入力することで自動作成されます。 出願（送信）することで志願書の提出となります。
-----	---

## 8 出願上の留意点

- (1) 志願書類に不備があるものは、受理しません。
- (2) 連絡先を変更する場合又はその他の事情により志願を取り消す場合には、必ずその旨を p.4 の「試験に関するお問い合わせ先」に連絡してください。
- (3) 障害等のある志願者で、受験上の配慮を希望する場合は、志願書に記載するとともに、出願時に申し出てください（配慮希望の申し出方法等については、山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ）を確認してください）。障害の状態等に応じて必要な配慮について、志願者と話し合いの上、決定します。  
ただし、内容によっては配慮できない場合もあります。

## 9 試験当日の携行品

受験票	受験票の交付準備が整い次第、電子メール「通知書発行のお知らせ」で通知します（12月上旬予定）。通知が届いた後、電子申請システムからダウンロードして印刷し、写真を貼付してください。
筆記用具	鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、黒のボールペン

## 10 試験結果の発表等

試験結果の発表	日時：令和6年1月18日（木）午前9時 内容：合格者の受験番号を掲載します。 方法：山口県教育庁教職員課のウェブページ（教員採用試験専用ページ） ( <a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html</a> )
試験結果の通知	期日：令和6年1月18日（木）発送 内容：試験結果（合否）を受験者全員に通知します。 なお、不合格者については、5段階に区分した評価ランク（試験の得点率により高得点から a、b、c、d、e とします。）を加えて通知します。
合格者の取扱い	合格者のうち、令和7年度（令和6年度実施）山口県公立学校教員採用候補者選考試験において <u>小学校を専願で受験する者に限り</u> 、「教職専門」試験を免除します。 〔例：中学校を第一志願、小学校を第二志願で受験する場合等については、〕 教職専門は免除されません。〕

## 11 試験問題及び解答の公開等

試験問題については、受験時の持ち帰りを不可とします。  
なお、試験問題及び解答の公開については、令和6年2月以降の予定です。

## 12 合格者に対する留意事項

- (1) 志願書類の記載と異なる事実が判明した場合は、合格（免除の認定）を取り消すことがあります。
- (2) **3** 受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格（免除の認定）を取り消します。

13. 会場所在地等



試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ)においてお知らせしますので、随時、御確認ください。(悪天候による延期等も、同ウェブページでお知らせします。)

◆ 「緊急連絡メール」の登録について

試験実施に関する変更が生じる場合は、山口県教育庁教職員課のウェブページ(教員採用試験専用ページ)に内容を掲載するとともに、あわせて「緊急連絡メール」でお知らせします。

緊急連絡メールのアドレスは、インターネット出願にあたり、電子申請システムに登録したメールアドレスを使用します。別途、出願時と異なるメールアドレスの登録を希望する者は、次の方法で受信のための登録をしてください。

なお、登録に不都合がある場合は、「試験に関するお問い合わせ先」に連絡してください。

【登録方法】

- 緊急連絡専用アドレス [saiyoukinkyuu@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:saiyoukinkyuu@pref.yamaguchi.lg.jp) 宛てにメールを送信する。
- 件名に、「氏名(カナ)」、「氏名(漢字)」の順で入力する(本文には何も入力しない)。

《例: ヤマグチキョウコ、山口教子》

※ 登録確認メールは返信しませんので御了承ください。

※ 登録された情報は、試験に関する緊急連絡以外には使用しません。

【登録期間】 11月1日(水)～12月12日(火)



緊急連絡専用アドレス  
二次元コード

試験に関するお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4550

教員採用試験専用ページ URL 右の二次元コードを御利用できます。  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26366.html>



## 報告事項 3

### 令和6年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

#### 記

1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が7年を超える者については、原則として異動を行う。

2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有し、社会の変化に的確に対応できる者で、家庭、地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、地域間、全日制・定時制・通信制課程間及び普通科・専門学科・総合学科高校間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

## 報告事項 4

### 令和6年度（2024年度）山口県立学校職員（船員）採用候補者 選考試験の実施について

教職員課

#### 1 選考職種、採用見込者数及び職務の概要

選考職種	採用見込者数	職務の概要
技師 (司厨員)	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、司厨員業務に従事する。

#### 2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※採用された日から5年を超えない範囲内で任期を更新する場合がある。

#### 3 受験資格

令和6年4月1日以降の乗船が可能な者で、次のいずれかの要件を有する者  
ア 船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第1項に規定する船舶料理士の資格を有する者、又は、令和6年3月31日までに取得見込みの者

イ 調理師法第3条に規定する調理師の免許を有する者、又は、令和6年3月31日までに取得見込みの者

ウ 船舶職員の司厨員としての経験を有する者

#### 4 志願書類等の受付期間

令和5年11月1日（水）から12月1日（金）まで

#### 5 試験の期日・場所

(1) 期日 令和5年12月20日（水）

(2) 場所 山口県庁14階 教育委員会室

#### 6 試験の内容

面接

#### 7 採用候補者名簿登載予定者の発表等

(1) 日時 令和6年1月12日（金）午前9時

(2) 内容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載

(3) 場所 山口県教育委員会教職員課のウェブページ

**令和6年度（2024年度）  
山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験実施要項**

山口県教育委員会

**1 目的**

この選考試験は、令和6年度（2024年度）における実習船「海友丸」の船員として採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

**2 選考職種、採用見込者数及び職務の概要**

選考職種	採用見込者数	職務の概要
技師（司厨員）	1人	山口県・福岡県・長崎県が共同運航する実習船「海友丸」に乗り組み、司厨員業務に従事する。 （業務の具体例） ・船内における調理業務 ・厨房及び食堂の衛生管理 ・食材の発注管理 ・船員法第8条による検査補助業務、保安業務、日誌等整備

**3 任期**

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。  
ただし、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を更新する場合があります。

**4 受験資格**

次の要件を満たす者が受験できます。

- (1) 令和6年4月1日以降の乗船が可能な者で、次のいずれかの要件を有する者
  - ア 船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第1項に規定する船舶料理士の資格を有する者、又は、令和6年3月31日までに取得見込みの者
  - イ 調理師法第3条に規定する調理師の免許を有する者、又は、令和6年3月31日までに取得見込みの者
  - ウ 船舶職員の司厨員としての経験を有する者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

**5 出願方法及び提出書類**

(1) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願を原則とします。

ただし、インターネットによる出願が困難な場合に限り、郵送を認めます。（最終面「試験に関するお問い合わせ先」に連絡してください。）

出願方法	注意事項
インターネット （電子申請）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス先：山口県教育委員会教職員課のウェブページ（学校職員採用試験ページ） (<a href="https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/229439.html">https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/229439.html</a>) (右の二次元コードを御利用ください。)</li> <li>・受付期間：令和5年11月1日（水）～12月1日（金）</li> <li>・受付時間：11月1日（水）午前9時～12月1日（金）午後5時まで（に到達したものに限り受け付けます。なお、受付期間中（受付初日及び最終日を除きます。）は原則として24時間いつでも受け付けています。 ただし、11月17日（金）午後10時から11月18日（土）午前6時まで、電子申請システムの停止により受付できませんので注意してください。</li> </ul>

(2) 提出書類

学校職員（船員）採用候補者選考試験志願書（インターネットにより電子データを提出）

(3) その他

受験票は、12月上旬にダウンロード可能となります。

## 6 試験の期日、場所及び日程

- (1) 期 日 令和5年12月20日(水)
- (2) 試験会場 山口県庁14階 教育委員会室 山口市滝町1-1
- (3) 日 程 受 付 13:00 ~ 13:30 (場所:山口県庁13階 2号会議室)  
諸連絡 13:30 ~ 13:40  
面 接 14:00 ~ 17:30  
※ 時間については受験者数により変動する場合があります。

## 7 試験の内容、評価の視点及び評価方法並びに選考方法

- (1) 試験項目、試験内容及び評価の視点

試験項目	試験内容	評価の視点
面接	専門性の確認のための個人面接	職務の遂行に必要な専門的知識の理解等
	人物評価に係る個人面接	職務に対する意欲及び適性、人間性、人権意識、倫理観等

- (2) 評価方法

5段階で評価

- (3) 選考方法

面接の評価結果をもとに、出願時の提出書類等を総合的に判断しながら、人物を重視した選考を実施します。

## 8 試験当日の携行品

受験票、整理票(受験票及び整理票には、写真(45mm×35mm)を貼付してください。)

## 9 採用候補者名簿登載予定者の発表等

選考試験結果の発表	日時:令和6年1月12日(金)午前9時 内容:採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載します。 方法:山口県教育委員会教職員課のウェブページ
選考試験結果の通知	期日:令和6年1月12日(金)発送 内容:合格(採用候補者名簿登載予定)又は不合格(不登載)を受験者全員に通知します。

## 10 採用候補者名簿登載予定者に対する留意事項

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項の該当の有無について確認を行うために必要な書類の提出を求めます。その他の提出書類についても、選考結果と同時に通知します。
- (2) 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- (3) 「4 受験資格」に示す資格要件を満たす見込みの者が、令和6年3月31日までに要件を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- (4) 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。

## 11 選考結果の開示

この選考結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により開示の申出をすることができます。

なお、電話等では、開示の申出はできませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

開示期間	開示内容	開示場所
合格発表日から1年間	各面接の得点及び総合得点	山口県教育庁教職員課(山口県庁14階)

## 12 その他

- (1) 出願後、緊急連絡先や現住所等を変更した場合又は就職その他の事情により志願を取り消す場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課に連絡してください。
- (2) 受験のための宿泊等の斡旋は行いません。

### [参考 勤務条件等及び初任給 (令和5年4月1日現在)]

任期付職員は、給与、勤務時間等については、任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、任期が定められていることを除いて、一般職の職員と同様に勤務していただくこととなります。

なお、乗船日数は、52週の範囲内で239日程度(うち 遠洋航海110日程度、遠洋航海以外の航海58日程度)を割り振ります。(年度により増減があります。)

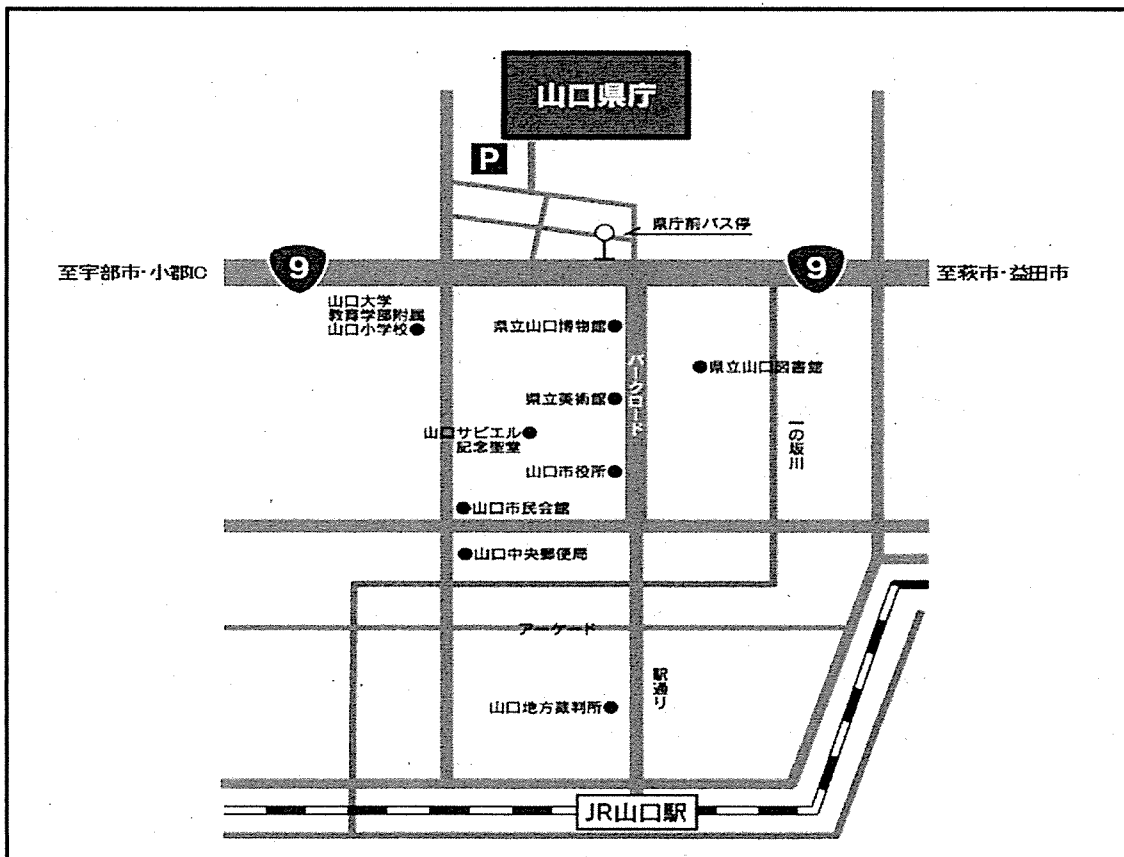
給与は、個人の経歴によって異なりますが、概ね次のとおりです。

初任給	高校新卒	高校卒+経験5年	大学新卒	大学卒+経験5年
	175,670円	204,930円	204,930円	231,110円

※経験：民間正規職員の経験として算出

この他、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

## 試験会場案内図



試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育委員会教職員課のウェブページにおいてお知らせしますので、随時、御確認ください。  
(悪天候による延期等も、同ウェブページでお知らせします。)

試験に関するお問い合わせ先

山口県教育庁教職員課

TEL083-933-4624

〒753-8501 山口市滝町1番1号 《ウェブページアドレス》 (右の二次元コードを御利用ください。)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26291.html>



## 報告事項 5

令和6年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要項並びに選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針について

### 1 実施要領及び募集要項並びに選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針の概要について

#### (1) 実施要領

応募資格、入学定員、出願の手続、選考検査の実施期日・日程・方法、選抜の方法、入学予定者の手続、補欠入学、願書及び調査書の様式・記入例等、入学者選抜に関し必要な事項を定めたもの

#### (2) 募集要項

実施要領記載事項のうち、志願者が出願する際に必要となる事項を中心に示したもの

#### (3) 選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針

選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）を作成するに当たっての方針を定めたもの

### 2 実施要領の要点について

#### (1) 応募資格

- ア 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）の住所が県内にある者で、令和6年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
- イ 山口県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者

#### (2) 入学定員

山口県立下関中等教育学校 105人  
山口県立高森みどり中学校 40人

#### (3) 日 程

- ア 出願の期間 令和5年12月27日（水）から令和6年1月5日（金）午後5時までただし、令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）の期間を除く。
- イ 選考検査の実施日 令和6年1月13日（土）
- ウ 入学予定者の発表 令和6年1月24日（水）午後4時にそれぞれの学校で掲示等により発表する。受検者全員に郵送で通知する。

#### (4) 出願の手続

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

- ア 入学及び選考検査受検願書
- イ 調査書
- ウ 受検票を送付するための封筒

#### (5) 選考検査の方法

- ア 面接（個人面接）
- イ 記述式の課題1及び記述式の課題2（資料をもとに考えたこと等を問う。）

#### (6) 選考検査管理委員会

山口県立中等教育学校及び中学校に校長を長とする選考検査管理委員会を置き、厳正を期する。

#### (7) 選 抜

山口県立中等教育学校長及び中学校長は、調査書及び選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

#### (8) 入学予定者の手続

- ア 入学意思確認書の提出
- イ 入学予定者証明書の交付
- ウ 市町教育委員会への届出 等

#### (9) 補欠入学等

入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認した上、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は、令和6年2月16日（金）までとする。

### 3 入学者選抜説明会について

小学生・保護者を対象とした入学者選抜説明会を両校で実施する。

- ・山口県立下関中等教育学校 令和5年11月4日（土）午前9時30分から午前11時15分まで
- ・山口県立高森みどり中学校 令和5年10月28日（土）午前8時50分から午前11時55分まで



令和 6 年 度

山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領

山口県教育委員会

## 目 次

I	募 集	1
II	出 願	1
III	選考検査	2
IV	選考検査管理委員会	3
V	選 抜	4
VI	入学予定者の手続き	5
VII	補欠入学等	5
VIII	そ の 他	6
IX	記 載 要 領	6
	様 式	
	第1号様式 入学及び選考検査受検願書	8
	第2号様式 調 査 書	10
	第3号様式 入学意思確認書	11
	第4号様式 入学予定者証明書	12
	第5号様式 入学辞退届	13
	<県外からの入学志願承認申請要領>	14
	様 式	
	別紙様式1 県外からの入学志願承認申請書	16
	別紙様式2 県外からの入学志願承認申請書について(副申)	17
	別紙様式3 同居承諾書	18
	<記入例>	
	入学及び選考検査受検願書	19
	調 査 書	20
	<山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜日程>	21

## 令和6年度 山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領

令和6年度山口県立中等教育学校及び中学校（以下「学校」という。）入学志願者（以下「志願者」という。）の募集（以下「募集」という。）及び入学者の選抜（以下「選抜」という。）は、この要領の定めるところによる。

### I 募 集

#### 1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- (1) 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所が県内にある者で、令和6年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
- (2) 山口県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を許可した者

#### 2 入学定員

山口県立下関中等教育学校	105人
山口県立高森みどり中学校	40人

### II 出 願

#### 1 出願の期間

出願の期間は、令和5年12月27日（水）から令和6年1月5日（金）午後5時までとする。

ただし、令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）の期間を除く。

#### 2 出願の方法

- (1) 志願者は、出願の書類等を出願の期間に山口県立中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）又は山口県立中学校長（以下「中学校長」という。）に持参又は郵送により提出する。  
郵送による出願の場合は、簡易書留郵便とする。（1月5日（金）までの消印有効）  
なお、1月4日（木）以降に郵送により提出する場合は、すべて速達とすること。
- (2) 志願者は、学校のうち、いずれか一校にしか出願できない。

#### 3 出願の手続き

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

##### (1) 入学及び選考検査受検願書（別記第1号様式）

志願者は、入学及び選考検査受検願書（以下「願書」という。）の所定の欄に必要事項を記入し、入学試験料として、次に掲げる額に相当する山口県収入証紙を、願書の所定の欄に貼り付ける。

なお、納入した入学試験料は、いかなる場合も返還しない。

入学試験料	2,200円
-------	--------

(2) 調査書（別記第2号様式）

志願者が在学する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）は、選抜の資料として、志願者についての調査書（別記第2号様式を複写して使用すること。）を記載要領、記入例に基づき作成し、厳封のうえ、志願者に渡す。

天災等のやむを得ない事情で所定の調査書を作成できない者については、その事情を記し、原則として、調査書に代わる参考資料を提出する。

他の都道府県等からの志願者については、特別な事情がある場合には、中等教育学校長又は中学校長の了解を得て、調査書に代わる参考資料を提出して差し支えない。

(3) 受検票を送付するための封筒（長形3号封筒（横120mm×縦235mm））

返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な434円分の切手を貼ったもの

4 他の都道府県等からの出願

I「募集」の1の(2)による志願者のうち、他の都道府県等から保護者の住所が入学の日までに県内に移転することが確実であると認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願については、出願に先立って、あらかじめ別に定める要領（14ページ参照）により、教育長に申請しなければならない。

また、審査の結果、「県外からの入学志願承認通知書」を受けた者は、この通知書を願書裏面の所定の欄に貼り付けて、中等教育学校長又は中学校長に提出する。

5 願書等の受理

中等教育学校長及び中学校長は、願書等を受理した場合には、受検票に「検査会場」「受検番号」を記入し、令和6年1月11日（木）正午までに志願者に届くよう送付する。

6 志願者数の報告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、入学志願者数を令和6年1月9日（火）正午までに、県教育委員会に報告する。

III 選考検査

1 実施期日

令和6年1月13日（土）

2 日 程

右表のとおり

3 検査会場

山口県立下関中等教育学校

山口県下関市彦島老町2丁目21番1号 TEL 083-266-4100

山口県立高森みどり中学校

山口県岩国市玖珂町1253番地 TEL 0827-82-3234

選 考 検 査 日 程

受 付	9:00～9:20
点呼・諸連絡	9:30～9:50
記述式の課題1	10:00～10:45 (45分)
記述式の課題2	11:05～11:50 (45分)
(昼 食)	
面 接	12:40～

#### 4 選考検査の方法

- (1) 面接  
個人面接とする。
- (2) 記述式の課題1及び記述式の課題2  
資料をもとに考えたこと等を問う。

#### 5 配慮事項

選考検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は、必ず事前に中等教育学校長又は中学校長に連絡し、中等教育学校長及び中学校長は、保護者と協議のうえ適切な措置を講ずる。

#### 6 受付及び入場

- (1) 受付は、午前9時から午前9時20分までとする。
- (2) 受付終了後、検査場に入場し、それぞれ指定の席に着席する。
- (3) 原則として、選考検査（記述式の課題1）開始後15分以上遅刻した者は受検できない。
- (4) 欠席者については、保護者は速やかに志願先の中等教育学校長又は中学校長に連絡する。

#### 7 受検者の持参するもの

受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参する。そのほか、下敷き、筆入れ、鉛筆削り、時計（時計機能のみのもの）は持参しても差し支えない。ただし、選考検査の公正を損なうおそれのあるものの持ち込みは認めない。

#### 8 選考検査問題の作成

選考検査問題は、県教育委員会が作成する。

### IV 選考検査管理委員会

#### 1 選考検査管理委員会の設置

学校にそれぞれの校長を長とする選考検査管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置き、厳正を期する。

- (1) 管理委員会は、学校の教職員をもって構成する。
- (2) 管理委員会に次の委員を置く。
  - ア 総務委員…管理委員会が行う事務のうち、選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の監督及び採点を除く事項
  - イ 監督委員…選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の監督
  - ウ 採点委員…選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の採点
  - エ 面接委員…選考検査（面接）の実施

## 2 管理委員会の業務

管理委員会は、願書の受付、選考検査問題の受領及び保管、検査場の整備、選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の監督、選考検査問題の公表、採点、選考検査（面接）の実施、答案の保管、通知・報告等の事務を行う。

- (1) 選考検査問題の受領及び保管については、別に指示する要領による。
- (2) 検査場の整備
  - ア 各検査場とも検査場番号を表示し、掲示物等は取り除いておく。
  - イ 選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の実施に当たっては、受検者の席がわかるように、机に番号を付ける。
- (3) 選考検査（記述式の課題1及び記述式の課題2）の監督
  - ア 検査時間中の指示説明は、別に示す監督者の指示説明要領に従って行う。
  - イ 終了10分前には、その旨を受検者に知らせる。
  - ウ 不正行為を発見したときは、その者を退出させ、その後は受検させない。
- (4) 選考検査実施状況の報告  
中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、選考検査実施状況を令和6年1月13日（土）午前10時50分までに県教育委員会に速報する。
- (5) 選考検査問題の公表  
選考検査問題は、検査開始15分後に公表する。ただし、その際には、記述式の課題1及び記述式の課題2の解答例は公表しない。
- (6) 検査終了後の処理  
中等教育学校長及び中学校長は、別に示す様式により、入学者選抜実施状況を令和6年3月4日（月）までに県教育委員会に報告する。

## V 選 抜

中等教育学校長及び中学校長は、調査書、選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

### 1 選抜委員会の設置

選抜に当たって、学校にそれぞれの校長を長とする選抜委員会を置き、厳正を期する。

- (1) 選抜委員会は、学校の教職員をもって構成する。
- (2) 選抜委員会は、選抜に関する業務を行う。

### 2 入学予定者の選抜

中等教育学校長及び中学校長は、次に示す選抜の資料により、中高一貫教育を希望する志願者の意欲や適性等を総合的に判断して入学予定者の選抜を行う。

- (1) 小学校長が作成する調査書
- (2) 面接、記述式の課題1及び記述式の課題2による選考検査の結果

### 3 選抜結果の発表等

- (1) 入学予定者の発表

中等教育学校長及び中学校長は、令和6年1月24日（水）午後4時に受検番号により、それぞれの学校で入学予定者を掲示等により発表するとともに、本人に郵送で通知する。また、併せて小学校長にも郵送で通知する。

(2) 入学予定者数等の報告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、入学予定者数等を令和6年1月24日（水）午後3時までには県教育委員会に速報する。

(3) 中等教育学校長及び中学校長は、選抜に用いた資料を、必要な期間保存する。

## VI 入学予定者の手続き

### 1 入学意思確認書の提出

入学予定者の保護者は、中等教育学校長又は中学校長から送付された入学意思確認書（別記第3号様式）を令和6年1月30日（火）午後5時までには、中等教育学校長又は中学校長に提出しなければならない。

また、郵送により提出する場合は、入学予定者証明書を送付するための封筒（長形3号封筒（横120mm×縦235mm））に返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な434円分の切手を貼ったものを同封し、簡易書留郵便により郵送する。（1月30日（火）までの消印有効）

### 2 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長及び中学校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書（別記第4号様式）を交付する。

### 3 市町教育委員会への届出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、入学予定者証明書を添えて、入学予定者が山口県立中等教育学校又は山口県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

### 4 入学辞退届の提出

入学予定者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、中等教育学校長又は中学校長に、速やかに連絡するとともに、入学意思確認書とともに送付された入学辞退届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

## VII 補欠入学等

### 1 補欠入学

中等教育学校長及び中学校長は、入学辞退者が生じた場合、入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認したうえで、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は令和6年2月16日（金）までとし、本人に郵送で通知する。

また、併せて小学校長にも郵送で通知する。

なお、補欠入学の手続き等については、該当の補欠入学予定者に直接連絡する。

### 2 報 告

中等教育学校長及び中学校長は、別に示す方法により、入学予定者数等を令和6年2月19日（月）までに県教育委員会に報告する。

## Ⅷ その他

受検に当たって不正の事実があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。

## Ⅸ 記載要領

### 1 入学及び選考検査受検願書

(別記第1号様式 8～9ページ参照, 記入例 19ページ参照)

- (1) 黒又は青インク(ボールペン可)を使用し、楷書で記入する。
- (2) 「整理番号」及び受検票の「検査会場」「受検番号」の欄は、記入しない。
- (3) (2)以外の欄は、全て記入する。
- (4) 「氏名」「現住所」の欄は、住民票のとおり記入する。
- (5) 「続柄」の欄は、志願者からみた続柄を記入する。
- (6) 「連絡先」の欄は、[ ]内に「自宅」「携帯電話」など、連絡先を記入し、その右に電話番号を記入する。
- (7) 間違って記入した場合は、その部分に二重線を引き訂正する。

### 2 調査書(別記第2号様式 10ページ参照, 記入例 20ページ参照)

- (1) 「整理番号」欄は、記入しない。
- (2) 「性別」の欄は、当該児童の性別を記入する。
- (3) 記載事項のない場合は、当該欄に右上から左下にかけて斜線を引く。
- (4) 各教科の学習の記録欄
  - ア 「観点別学習状況」及び「評定」の「5年」の欄は、小学校児童指導要録(以下「指導要録」という。)から転記する。
  - イ 「観点別学習状況」及び「評定」の「6年」の欄は、第6学年の第1, 2学期における学習状況について記入する。
  - ウ 「観点別学習状況」は、A, Cのみを記号により記入する。Bは記入しない。
- (5) 「総合的な学習の時間の記録」の欄の「5年」の欄は、指導要録から転記する。「6年」の欄は、第6学年の第1, 2学期における総合的な学習の時間に行った学習の状況について記入する。
- (6) 「特別活動の記録」の欄は、第6学年の第1, 2学期における特別活動の状況について、○印を記入するか空欄とする。
- (7) 「行動の記録」の欄は、第6学年の第1, 2学期における行動の状況について、各項目ごとに○印を記入するか空欄とする。
- (8) 「出欠の記録」の欄の「5年」の欄は、指導要録から転記する。「6年」の欄は、令和5年12月末までのものを記入する。また、1週間以上の連続欠席がある場合は、必ずその理由を記入する。

なお、不登校の児童に対する出席扱いに関することは、理由欄に記入する必要はない。また、欠席の理由が不登校である場合は、欠席の理由についても記入する必要はない。



(9) 総合所見及び参考となる諸事項欄

児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項などを文章で箇条書き等により端的に記入する。

なお、記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意する。

ア 各教科の学習に関する所見

イ 特別活動に関する事実及び所見

ウ 行動に関する所見

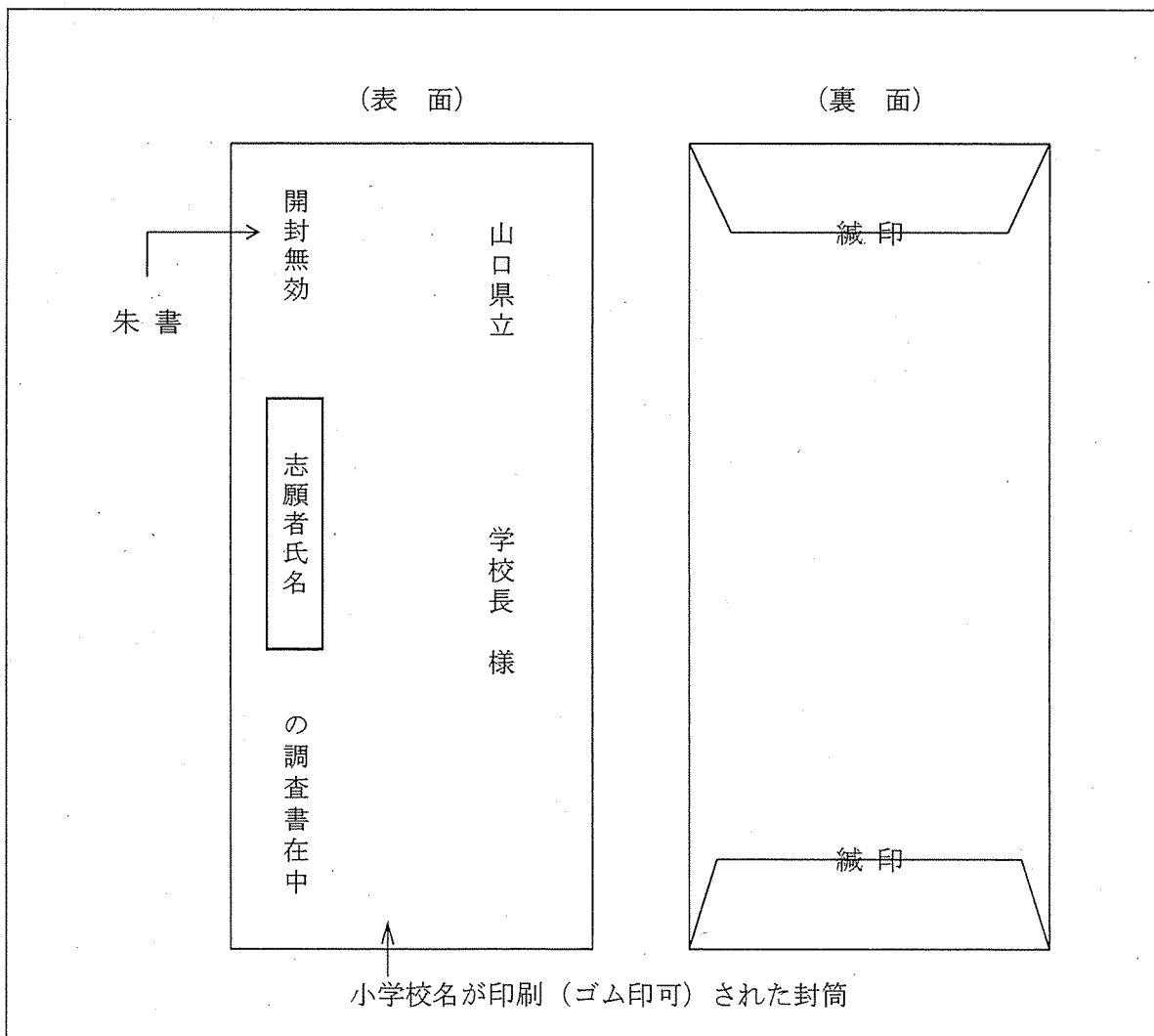
エ ア～ウの事項で記載できなかったことで、参考となる諸事項や、その他、特筆すべき事項があれば記入する。

オ 帰国児童等については、帰国前の国名、在住期間（平成又は令和〇年〇月～平成又は令和〇年〇月）、帰国後の編入学年、日本語の理解度等、選抜に必要と思われる事項

カ 疾病等の状況について、特に必要であると思われる事項

(10) 調査書を封入する封筒の様式

封筒については、当該小学校名が印刷（ゴム印可）されたものを使用する。



入学及び選考検査受検願書

整理番号
※

山口県収入証紙(2,200円分)貼り付け欄  
(消印しないこと。)

志願校		山口県立			学校		
本人	ふりがな				生年月日	平成 年 月 日	
	氏名						
	現住所	〒					
	履歴	令和6年3月			立 小学校 卒業見込		
保護者	氏名				続柄		
	現住所	〒					
	連絡先	○ 通常の場合 [ ]			○ 緊急の場合 [ ]		

上記のとおり入学の志願及び選考検査の受検を願います。

令和 年 月 日

山口県立

学校長 様

本人 \_\_\_\_\_

保護者 \_\_\_\_\_

切り離さないこと

選考検査受検票

検査日 令和6年1月13日(土)

検査会場 山口県立(※ ) 学校

受検番号	※
氏名	
在学小学校	立 小学校

選考検査日程

受付	9:00~9:20
点呼・諸連絡	9:30~9:50
記述式の課題1	10:00~10:45(45分)
記述式の課題2	11:05~11:50(45分)
(昼 食)	
面接	12:40~

県外からの入学志願承認通知書の原本貼り付け欄

### 受検者心得

- 1 検査当日は、はやめに行き、監督者の指示に従ってください。
- 2 受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参してください。
- 3 この受検票は、受検中、常に机の上のよく見える位置に置いてください。
- 4 記述式の課題1の検査開始後、15分以上遅刻した場合、受検できませんので気をつけてください。
- 5 受検票をなくしたり、忘れてしまったときは、志願先の中等教育学校又は中学校に連絡してください。
- 6 受検票は、様々な手続きに必要な場合がありますので、受検後も大切に保管しておいてください。

# 調 査 書

※整理番号( )

氏名	平成 年 月 日生				性別	現住所	令和6年3月 小学校卒業見込											
	観 点 別 学 習 状 況				評 定		観 点 別 学 習 状 況				評 定							
各教科の学習の記録	教科	観 点				5年	6年	5年	6年	教科	観 点				5年	6年	5年	6年
		知識・技能									知識・技能							
	思考・判断・表現								思考・判断・表現									
	主体的に学習に取り組む態度								主体的に学習に取り組む態度									
	国語	知識・技能								音楽	知識・技能							
		思考・判断・表現									思考・判断・表現							
		主体的に学習に取り組む態度									主体的に学習に取り組む態度							
	社会	知識・技能								図画工作	知識・技能							
		思考・判断・表現									思考・判断・表現							
		主体的に学習に取り組む態度									主体的に学習に取り組む態度							
	算数	知識・技能								家庭	知識・技能							
		思考・判断・表現									思考・判断・表現							
主体的に学習に取り組む態度								主体的に学習に取り組む態度										
理科	知識・技能								体育	知識・技能								
	思考・判断・表現									思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度									主体的に学習に取り組む態度								
(斜線)								外国語	知識・技能									
(斜線)									思考・判断・表現									
(斜線)									主体的に学習に取り組む態度									
総合的な学習の時間の記録	学年	学 習 活 動				観 点				評 価								
	5年																	
	6年																	
特別活動の記録	学 級 活 動	行 動 の 記 録	基本的な生活習慣		思いやり・協力		出 欠 の 記 録	項 目	出席しなければならぬ日数	欠席日数	(理由)							
	児 童 会 活 動		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護													
	ク ラ ブ 活 動		自 主 ・ 自 律		勤 労 ・ 奉 仕													
	学 校 行 事		責 任 感		公 正 ・ 公 平													
			創 意 工 夫		公 共 心 ・ 公 徳 心													
総合所見及び参考となる諸事項																		
上記の記載事項に相違ありません。																		
令和 年 月 日						記 載 者 _____												
_____						小 学 校 長 _____												
						印												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

# 入学意思確認書

令和 年 月 日

山口県立

学校長 様

私は、貴校に入学します。

受 検 番 号

番

ふりがな

入学予定者 氏 名

入学予定者 現住所

入学予定者 在学小学校名

立

小学校

ふりがな

保 護 者 氏 名

保 護 者 現住所

## 注意

入学予定者の保護者は、令和6年1月30日（火）の午後5時までに、入学意思確認書を山口県立中等教育学校長又は山口県立中学校長に提出してください。

また、郵送により提出する場合は、入学予定者証明書を送付するための封筒（長形3号封筒（横120mm×縦235mm）に返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な434円分の切手を貼ったもの）を同封し、簡易書留郵便で郵送してください。（1月30日（火）までの消印有効）

## 備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

# 入学予定者証明書

下記の児童は、令和6年度山口県立  
入学予定者であることを証明します。

学校

記

入学予定者 ふりがな  
氏名

入学予定者 現住所

保護者 ふりがな  
氏名

保護者 現住所

令和 年 月 日

山口県立  
校長

学校



# 入学辞退届

令和 年 月 日

山口県立 学校長 様

私は、貴校への入学を辞退します。

入学予定者 ふりがな 氏 名

入学予定者 現住所

保護者 ふりがな 氏 名

保護者 現住所

## 注意

保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、山口県立中等教育学校長又は山口県立中学校長に、速やかに連絡するとともに、入学辞退届を提出してください。

## 備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 県外からの入学志願承認申請要領

山口県教育委員会

山口県立中等教育学校及び中学校の入学志願に当たって、保護者の住所が入学の日までに他の都道府県等から山口県内に移転することが確実であると認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願について、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 申請の手続き

保護者の住所が入学の日までに他の都道府県等から山口県内に移転することが確実であると認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願については、出願に先立って、あらかじめ、山口県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請しなければならない。

### 2 申請期間

令和5年10月25日（水）から12月1日（金）まで

### 3 提出書類

- (1) 県外からの入学志願承認申請書（別紙様式1）
- (2) 県外からの入学志願承認申請書について（副申）（別紙様式2）
- (3) 理由を裏付ける証明書類等（別記のうち必要なもの）

### 4 提出書類の経由

提出書類は、申請者が在学する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）及び入学を志願する山口県立中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）又は山口県立中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して、山口県教育庁高校教育課普通教育班に提出する。

その際、小学校長は、副申書（別紙様式2）及び「県外からの入学志願承認通知書」を送付するための封筒（返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な434円分の切手を貼ったもの）を添付する。

### 5 県外からの入学志願の承認

教育長は、承認の申請があった場合には、その内容を審査のうえ、承認することが適当であるかどうかの決定をし、小学校長を通してその旨を申請者に通知する。

### 6 県外からの入学志願承認通知書の提出

審査の結果、県外からの入学志願承認通知書を受けた者は、この通知書を願書裏面の所定の欄に貼り付けて、中等教育学校長又は中学校長に提出する。



別記

内 容	提 出 書 類		
<p>I 保護者ととともに県外(海外を含む。)から県内に入学の日までに転居する場合</p> <p>1 保護者の転勤による転居の場合 (保護者のうち一方が既に県内に単身赴任中で、申請者の小学校卒業を契機に一家転住をする場合を含む)</p> <p>2 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合</p> <p>3 1, 2以外の理由により転居する場合</p>	<p>1 保護者の転勤による場合</p> <p>(1) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 社宅に転居…社宅入居(予定)証明書 イ 借家に転居…家屋賃貸契約書の写し ウ 実家に転居…家屋登記簿の写し(登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要)</p> <p>(2) その他教育長が必要であると認める書類 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書(現に単身赴任中の場合は勤務証明書)</p> <p>2 自宅を新築又は購入した場合</p> <p>(1) 保護者の住所の移転を証明する書類 ・家屋明け渡し(予定)証明書 ・工事請負証明書の写し又は家屋登記簿の写し</p> <p>(2) その他教育長が必要であると認める書類 ・保護者のうち一方が単身赴任をする場合…単身赴任(予定)証明書</p> <p>3 1, 2以外の理由で転居する場合</p> <p>(1) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 借家に転居する場合 ・家屋明け渡し(予定)証明書 ・家屋賃貸契約書の写し イ 実家に転居する場合 ・家屋明け渡し(予定)証明書 ・家屋登記簿の写し(登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要)</p> <p>(2) その他教育長が必要であると認める書類 ・転居の理由を証明する書類 例えば、 ア 退職の場合…退職(予定)証明書 イ 転職の場合…  <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">退職(予定)証明書 新たな雇用関係を証明する書類</td> </tr> </table> </p>	{	退職(予定)証明書 新たな雇用関係を証明する書類
{	退職(予定)証明書 新たな雇用関係を証明する書類		
<p>II 保護者の転居を伴わない場合</p> <p>1 親族等の確実な身元引受人が県内に居住している場合</p>	<p>1 親族等の確実な身元引受人が県内に居住している場合</p> <p>(1) 身元引受人と本人との間柄を証明する書類 (2) 身元引受人の住民票 (3) 同居承諾書(別紙様式3)</p>		

上記は、一般的な事例であり、判断が困難な場合は、高校教育課普通教育班(TEL083-933-4627)に問い合わせてください。

## 県外からの入学志願承認申請書

令和 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

申請者 氏 名  
生年月日 平成 年 月 日  
保護者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話( )-( )-( )

下記のとおり山口県外から山口県立 学校に入学を志願することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

### 記

在学小学校	立	小学校	所在都道府県	
入学志願校	山口県立 学校			
山口県外から志願する理由及び山口県立中等教育学校又は山口県立中学校に入学を志願する理由				

### 添付書類

- 1 副申書
- 2 その他 ( )

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

令和 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

立 小学校  
校長



### 県外からの入学志願承認申請書について（副申）

本校児童 の山口県外からの入学志願承認申請について  
事情を調査した結果、下記のとおり副申します。

記

申請者	氏 名		性 別	
	現住所			
保護者	氏 名		申請者との続柄	
	現住所			
入 学 志 願 校	山 口 県 立 学 校			
理 由				
所 見				

小 学 校 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒  電話（ ）－（ ）－（ ）
-------------------------------	------------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

# 同 居 承 諾 書

令和 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

郵便番号

承諾者住所

承諾者氏名

電 話 ( ) - ( ) - ( )

私は、下記の者が山口県立 学校に通学するため同居することを承諾します。

記

申請者現住所	
申請者氏名	
承諾者との続柄	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

入学及び選考検査受検願書

(記入例)

整理番号
※ (記入しない)

山口県収入証紙 (2,200円分) 貼り付け欄  
(消印しないこと。) 志願する学校名を記入する

志願校	山口県立 周防中等教育 学校		
本人	ふりがな	やまぐち はなこ	
	氏名	山口花子	生年月日 平成23年11月1日
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号	
	履歴	令和6年3月 山口市立 榎野川 小学校 卒業見込	
保護者	氏名	山口太郎	続柄 父
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号	
	連絡先	○通常の場合 [ 自宅 ] ○○○○-△△-○○○○ ○緊急の場合 [ 携帯電話 ] ○○○-△△△△-○○○○	

住民票のとおり記入する

上記のとおり入学の志願及び選考検査の受検を願います。

令和5年12月27日

山口県立 周防中等教育 学校長 様

本人 山口花子

志願する学校名を記入する

保護者 山口太郎

切り離さないこと

選考検査受検票

検査日 令和6年1月13日(土)

検査会場 山口県立 (※ (記入しない) ) 学校

受検番号	※ (記入しない)
氏名	山口花子
在学小学校	山口市立 榎野川 小学校

選考検査日程

受付	9:00~9:20
点呼・諸連絡	9:30~9:50
記述式の課題1	10:00~10:45 (45分)
記述式の課題2	11:05~11:50 (45分)
(昼食)	
面接	12:40~

調 査 書 (記入例)

※整理番号(記入しない。)

氏名	やまぐち はなこ 山口花子					性別	女	現住所	山口県山口市滝町1番1号					
	平成23年11月1日生					令和6年3月 山口市立裾野川 小学校卒業見込								
各教科の学習記録	教科	観点別学習状況					評定	教科	観点別学習状況					評定
		観点	5年	6年	5年	6年			観点	5年	6年	5年	6年	
	国語	知識・技能	A	A	2	3	音楽	知識・技能			2	2		
		思考・判断・表現						A						
		主体的に学習に取り組む態度		A										
	社会	知識・技能			2	2	図画工作	知識・技能		A	2	2		
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度		A										
	算数	知識・技能	A	A	3	3	家庭	知識・技能		A	2	2		
		思考・判断・表現		A										
		主体的に学習に取り組む態度	A	A										
	理科	知識・技能	A	A	3	3	体育	知識・技能	A	C	2	2		
		思考・判断・表現	A	A				C						
		主体的に学習に取り組む態度	A	A										
	(斜線)							外国語	知識・技能		A	2	3	
									思考・判断・表現					
									主体的に学習に取り組む態度		A			
	総合的な学習の時間の記録	学年	学習活動			観点	評価							
5年		学年テーマ「ふるさと発見」 個人テーマ「昔の遊び」			・情報を収集する力 ・結果を表現する力	昔の遊びを調べるために自らアンケートを作成し、地域のお年寄りに聞き取り調査を行った。発表会でも写真やおもちゃの実物を効果的に使って発表した。								
6年	学年テーマ「ふるさと発見」 個人テーマ「ふるさとの歌」			・情報を収集する力 ・結果を表現する力 ・学習を生活に生かす力	昨年度の聞き取り調査の中で分かった昔の数え歌を調べ、発表会で披露した。また、地域の老人会との交流の際に、この歌を楽器を使って友人と演奏し、大変喜ばれた。									
特別活動の記録	学級活動	行動の記録	基本的な生活習慣		思いやり・協力	項目 出欠の記録 学年	出席しなければならない日数	欠席日数	(理由) 骨折による入院7日(5年)					
	児童会活動		健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護	○									
	クラブ活動		自主・自律	勤労・奉仕	○									
	学校行事		責任感	公正・公平	○									
			創意工夫	公共心・公德心	○									
5年	223	10												
6年	147	3												
総合所見及び参考となる諸事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>算数や理科が得意で、特に理科の植物の観察では毎日記録をとり、結果をまとめて1冊の観察日記に仕上げた。体育では、走ることをやや苦手としているが、マラソン大会に向けて毎日練習したことにより、当日は完走することができた。</li> <li>児童会では副会長として会長に協力しながら、司会を担当し、みんなの意見をしっかり聞きながら、まとめることができた。</li> <li>令和4年度〇〇市海外交流大使に選ばれ、夏休みに2週間カナダでホームステイをした。また、そのときのことを書いた作文により、山口県〇〇作文コンクールで金賞を受賞した。</li> </ul>													
上記の記載事項に相違ありません。														
令和5年12月25日				記載者				大内学						
山口市立裾野川				小学校長				毛利梅子						
印														

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜日程

			日 程	参 照 ページ
10	25	水	県外からの入学志願承認申請手続開始	P2,
12	1	金	県外からの入学志願承認申請手続締切	P14
12	26	火		
	27	水	↑ <b>出願期間</b> 出願開始	P1
	28	木		
	29	金		
	30	土		
	31	日		
	1	月		
	2	火		
	3	水		
	4	木	↓ <b>出願期間</b> 出願締切 午後5時まで	P1
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火	入学志願者数報告 正午まで	P2
	10	水		
	11	木	受検票送付 正午まで	P2
	12	金		
	13	土	選考検査実施 選考検査実施状況速報 午前10時50分まで	P2, P4
	14	日		
	15	月		
	16	火		
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月		
	23	火		
	24	水	入学予定者の掲示等 午後4時 入学予定者数等速報 午後3時まで	P4, P5
	25	木	↑ <b>意思確認書 提出期間</b>	
	26	金		
	27	土		
	28	日		
	29	月		
	30	火	入学意思確認書提出締切 午後5時まで	P5
	31	水		
2	1	木		
	16	金	補欠入学終了	P5
	17	土		
	18	日		
	19	月	入学予定者数等報告	P5
	20	火		
3	4	月	入学者選抜実施状況報告	P4

お問い合わせ先

山口県教育庁高校教育課  
高校改革推進班

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

TEL 083-933-4636

FAX 083-933-4619



# 令和6年度 山口県立中等教育学校及び中学校入学者募集要項

山口県教育委員会

## 1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- (1) 保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の住所が県内にある者で、令和6年3月に小学校等を卒業する見込みのもの
- (2) 山口県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を許可した者

## 2 入学定員

山口県立下関中等教育学校    105人  
山口県立高森みどり中学校    40人

## 3 出願の手続き

### (1) 出願の期間

令和5年12月27日（水）から令和6年1月5日（金）午後5時まで  
ただし、令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）の期間を除く。

### (2) 出願の方法

ア 志願者は、下表の出願の書類等を、出願の期間に山口県立下関中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）又は山口県立高森みどり中学校長（以下「中学校長」という。）に持参又は郵送により提出すること。

郵送による出願の場合は、簡易書留郵便とすること。（1月5日（金）までの消印有効）  
なお、1月4日（木）以降に郵送により提出する場合は、すべて速達とすること。

イ 志願者は、山口県立下関中等教育学校及び山口県立高森みどり中学校のうち、いずれか一校にしか出願できない。

出願の書類等	備 考
入学及び選考 検査受検願書	募集要項に添付されている入学及び選考検査受検願書（以下「願書」という。）の所定の欄に必要事項を記入し、入学試験料として、山口県収入証紙（2,200円分）を、願書の所定の欄に貼り付けること。 （納入した入学試験料は、いかなる場合も返還しない。） ※山口県収入証紙は、県税事務所、市役所、町役場等で販売しています。 （支所では、販売していないことがありますので、確認してください。） <u>日本政府発行の収入印紙（郵便局等で販売しているもの）とは違うので、注意してください。</u>
調 査 書	在学する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）に申し出て作成してもらい、他の書類とともに提出すること。 （封筒を開封すると調査書は無効となるので開封しないこと。）
受検票を送付 するための封筒	長形3号封筒（横120mm×縦235mm）で、返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な434円分の切手を貼ったもの。

(3) 受検票の送付

受検票は、1月11日（木）正午までに志願者に送付する。

受検票が届かない場合は、志願先の中等教育学校長又は中学校長へ問い合わせること。

受検票は、様々な手続きに必要な場合があるので、受検後も大切に保管すること。

(4) 他の都道府県等からの出願

他の都道府県等から保護者の住所が入学の日までに県内に移転することが確実であると認められる者又は親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願については、出願に先立って、申請書等を令和5年10月25日（水）から12月1日（金）までに教育長に提出して、承認を得る必要があるため、あらかじめ下記まで連絡すること。

〔県外からの入学志願承認の問い合わせ先〕

山口県教育庁高校教育課普通教育班

（〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL083-933-4627）

4 選考検査

(1) 実施期日

令和6年1月13日（土）

選考検査日程

受 付	9:00～9:20
点呼・諸連絡	9:30～9:50
記述式の課題1	10:00～10:45（45分）
記述式の課題2	11:05～11:50（45分）
（昼 食）	
面 接	12:40～

(2) 日 程

右表のとおり

(3) 検査会場

山口県立下関中等教育学校

山口県立高森みどり中学校

(4) 選考検査の方法

ア 面 接

個人面接とする。

イ 記述式の課題1及び記述式の課題2

資料をもとに考えたこと等を問う。

(5) 受付及び入場

ア 受付は、午前9時から午前9時20分までとする。

イ 受付終了後、検査場に入場し、それぞれ指定の席に着席する。

ウ 原則として、選考検査（記述式の課題1）開始後15分以上遅刻した者は受検できない。

エ 欠席者については、保護者は速やかに志願先の中等教育学校長又は中学校長に連絡する。

(6) 受検者の持参するもの

受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参する。そのほか、下敷き、筆入れ、鉛筆削り、時計（時計機能のみのもの）は持参しても差し支えない。ただし、選考検査の公正を損なうおそれのあるものの持ち込みは認めない。

## (7) 配慮事項

選考検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は、必ず事前に志願先の中等教育学校長又は中学校長に相談すること。

## 5 選 抜

中等教育学校長及び中学校長は、調査書、選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

### (1) 入学予定者の選抜

中等教育学校長及び中学校長は、中高一貫教育を希望する志願者の意欲や適性等を総合的に判断して入学予定者の選抜を行う。

### (2) 選抜結果の発表

中等教育学校長及び中学校長は、令和6年1月24日（水）午後4時に受検番号により、それぞれの学校で入学予定者を掲示等により発表するとともに、本人に郵送で通知する。  
また、併せて小学校長にも郵送で通知する。

## 6 入学予定者の手続き

### (1) 入学意思確認書の提出

入学予定者の保護者は、中等教育学校長又は中学校長から送付された入学意思確認書を令和6年1月30日（火）午後5時までに、志願先の中等教育学校長又は中学校長に提出しなければならない。（1月30日（火）までの消印有効）

### (2) 市町教育委員会への届出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、入学予定者証明書を添えて、入学予定者が山口県立中等教育学校又は山口県立中学校に就学する旨を、入学予定者の住所の存する市町の教育委員会に、速やかに届け出なければならない。

### (3) 入学辞退届の提出

入学予定者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、中等教育学校長又は中学校長に、速やかに連絡するとともに、入学意思確認書とともに送付された入学辞退届を提出しなければならない。

## 7 補欠入学等

中等教育学校長及び中学校長は、入学辞退者が生じた場合、入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認したうえ、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は令和6年2月16日（金）までとし、本人に通知する。

また、併せて小学校長にも通知する。

なお、補欠入学の手続き等については、該当の補欠入学予定者に直接連絡する。

## 8 その他

受検に当たって不正の事実があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。

願書記載要領

- 1 黒又は青インク(ボールペン可)を使用し、楷書で記入する。
- 2 願書の「整理番号」及び受検票の「検査会場」「受検番号」の欄は、記入しない。
- 3 2以外の欄は、全て記入する。
- 4 「氏名」「現住所」の欄は、住民票のとおり記入する。
- 5 「続柄」の欄は、志願者からみた続柄を記入する。
- 6 「連絡先」の欄は、〔 〕内に「自宅」「携帯電話」など、連絡先を記入し、その右に電話番号を記入する。
- 7 間違って記入した場合は、その部分に二重線を引き訂正する。

第1号様式

入学及び選考検査受検願書  
(記入例)

山口県収入証紙 (2,200円分) 貼り付け欄 (消印しないこと。)		整理番号 ※ (記入しない)
志願する学校名を記入する		
志願校	山口県立 周防中等教育 学校	
本人	ふりがな	やまぐち ばなこ
	氏名	山口 花子
	生年月日	平成28年11月1日
現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号	
履歴	令和6年3月 山口市立 花野川 小学校 卒業見込	
保護者	氏名	山口 太郎
	続柄	父
	現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
連絡先	<input type="checkbox"/> 通常の場合〔 自宅 〕○○○○-△△-○○○○ <input type="checkbox"/> 緊急の場合〔 携帯電話 〕○○○-△△△△-○○○○	

上記のとおり入学の志願及び選考検査の受検を願います。

令和 6 年 12 月 27 日

山口県立 周防中等教育 学校長 様

本人 山口花子  
保護者 山口太郎

※ (記入しない)

切り離さないこと

選考検査受検票

検査日	令和6年1月13日(土)	選考検査日程	
検査会場	山口県立(※ (記入しない)) 学校	受付	9:00~9:20
受検番号	※ (記入しない)	点呼・諸連絡	9:30~9:50
氏名	山口花子	記述式の課題1	10:00~10:45 (45分)
在学小学校	山口市立 花野川 小学校	記述式の課題2	11:05~11:50 (45分)
		(昼食)	
		面接	12:40~

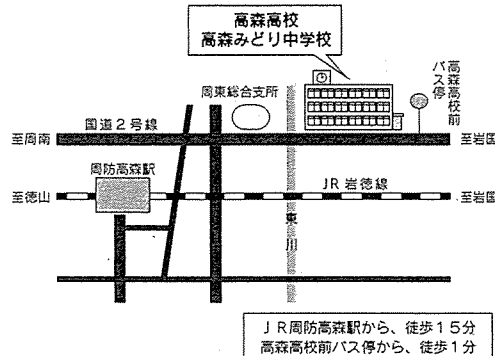
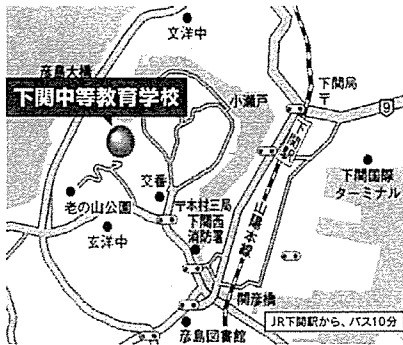
お問い合わせ先

山口県立下関中等教育学校

〒750-0072 山口県下関市彦島老町2丁目21番1号  
TEL 083-266-4100

山口県立高森みどり中学校

〒742-0333 山口県岩国市玖珂町1253番地  
TEL 0827-82-3234



山口県教育庁高校教育課高校改革推進班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 TEL 083-933-4636

入学及び選考検査受検願書

整理番号
※

山口県収入証紙(2,200円分)貼り付け欄  
(消印しないこと。)

志願校	山口県立			学校		
本人	ふりがな			生年月日	平成	年 月 日
	氏名					
	現住所	〒				
	履歴	令和6年3月		立	小学校 卒業見込	
保護者	氏名			続柄		
	現住所	〒				
	連絡先	○ 通常の場合 [ ] ○ 緊急の場合 [ ]				

上記のとおり入学の志願及び選考検査の受検を願い出ます。

令和 年 月 日

山口県立

学校長 様

本人 \_\_\_\_\_

保護者 \_\_\_\_\_

切り離さないこと

選考検査受検票

検査日 令和6年1月13日(土)

検査会場 山口県立(※ )学校

選考検査日程

受検番号	※
氏名	
在学小学校	立 小学校

受付	9:00~9:20
点呼・諸連絡	9:30~9:50
記述式の課題1	10:00~10:45(45分)
記述式の課題2	11:05~11:50(45分)
(昼 食)	
面接	12:40~

県外からの入学志願承認通知書の原本貼り付け欄

#### 受検者心得

- 1 検査当日は、はやめに行き、監督者の指示に従ってください。
- 2 受検に際しては、受検票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規、昼食を持参してください。
- 3 この受検票は、受検中、常に机の上のよく見える位置に置いてください。
- 4 記述式の課題1の検査開始後、15分以上遅刻した場合、受検できませんので気をつけてください。
- 5 受検票をなくしたり、忘れてしまったときは、志願先の中等教育学校又は中学校に連絡してください。
- 6 受検票は、様々な手続きに必要な場合がありますので、受検後も大切に保管しておいてください。

令和6年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜のための  
選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針

6年間にわたる中高一貫教育の中で、多様な教育活動に意欲的に取り組むことができる児童を選抜するために、小学校の学習内容を踏まえ、次の点に留意して記述式の課題による検査問題を作成するものとする。

- 1 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。
- 2 自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を総合的にみることができるような出題に努める。
- 3 一人ひとりの児童の意欲や発想の豊かさ等をみることができる内容を出題するよう心がける。

厚狭高校と田部高校の再編統合により設置する新高校の  
「スクール・ミッション」設定について

厚狭高校	項目	田部高校
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未来を切り拓く心豊かでたくましい、社会に有為な人材を育てる学校</li> <li>○ 地域から信頼され、愛される学校</li> </ul>	めざす学校像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校行事や体験活動、部活動により、心身を鍛え、豊かな人間性を育む学校</li> <li>○ 小規模校ならではのきめ細かな指導により、学力の向上と進路実現をめざす学校</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎学力を身につけ、深い学びに向けて学習活動に積極的に取り組む生徒</li> <li>○ 地域や地球の環境保全に関心を持ち、環境美化活動に積極的に取り組む生徒</li> <li>○ ボランティア活動に積極的に取り組み、人間性豊かな生徒</li> <li>○ 読書や部活動に積極的に取り組み、コミュニケーション能力を身につけようとする生徒</li> <li>○ ルールを守り、マナーを身につけた規範意識の高い生徒</li> </ul>	育てたい生徒像	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自ら進んで学習に取り組む生徒</li> <li>○ 自己実現に向けて努力する生徒</li> <li>○ 地域や社会に積極的に貢献する生徒</li> <li>○ 学校行事や部活動に主体的に参加する生徒</li> </ul>

<p>確かな学力と豊かな人間性を育む教育や計画的・効果的なキャリア教育を推進するとともに、<u>他校・他学科や地域・社会と連携・協働した生活の質の向上に向けた課題解決型学習等</u>を通して、未来を切り拓き、<u>地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成</u>します。</p>	スクール・ミッション	<p><u>他校・他学科や地域・社会と連携・協働し、地域・社会の活性化や生活の質の向上に向けた課題解決型学習等</u>を通して、確かな学力を身に付け、主体的に自己実現に向けて努力するとともに、<u>新たな価値を創造し、地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成</u>します。</p>
--	------------	--

新高校のコンセプト

学科の枠を越えて、地域・社会と連携・協働した課題解決型学習や生活の質の向上に向けた実践的・体験的な教育活動を推進することにより、未来を切り拓き、新たな価値を創造する力を育む学校

新高校のスクール・ミッション

学科の枠を越えて、地域・社会と連携・協働した課題解決型学習や生活の質の向上に向けた実践的・体験的な教育活動を推進することで、確かな学力と、未来を切り拓き新たな価値を創造する力を育み、地域・社会の発展を担う、人間性豊かな人材を育成します。



令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状(国公立計) ※( )内は前年度との比較

	山 口 県		全 国	
	発生件数 (前年度比)	発生率	発生件数 (前年度比)	発生率
暴力行為の 発生件数 (小・中・高・中等)	825件 (+90)	6.2件 (+0.7)	95,426件 (+18,985)	7.5件 (+1.5)
いじめの 認知件数 (小・中・高・中等・特)	3,867件 (-330)	認知率 28.8件 (-2.2)	681,948件 (+66,597)	認知率 53.3件 (+5.6)
不登校 児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 973人 (+166)	出現率 15.2人 (+2.8)	105,112人 (+23,614)	出現率 17.0人 (+4.0)
	中・中等前期課程 2,060人 (+264)	61.0人 (+8.2)	193,936人 (+30,494)	59.8人 (+9.8)
	高・中等後期課程 345人 (-3)	11.4人 (+0.2)	60,575人 (+9,590)	20.4人 (+3.5)
高等学校の 中途退学者数 (高・中等後期課程)	371人 (-11)	中途退学率 1.1% (±0)	43,401人 (+4,473)	中途退学率 1.4% (+0.2)

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数

※<国立学校数> 小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校

<公立学校数(分校含む)> 小学校273校、中学校141校(中等教育学校前期課程1校を含む)、  
高等学校59校(中等教育学校後期課程1校を含む)、特別支援学校13校

<私立学校数> 中学校8校、高等学校22校

## 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

### (1) 暴力行為（国公立小・中・高等学校及び中等教育学校）

⇒ **資料1** (P.6)

区分	令和4年度		
	発生件数	発生率	
小	山口県	449 (+61)	7.0 (+1.0)
	全国	61,455 (+13,317)	9.9 (+2.2)
中	山口県	333 (+27)	9.9 (+0.9)
	全国	29,699 (+5,249)	9.2 (+1.7)
高	山口県	43 (+2)	1.2 (±0)
	全国	4,272 (+419)	1.3 (+0.1)
計	山口県	825 (+90)	6.2 (+0.7)
	全国	95,426 (+18,985)	7.5 (+1.5)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数（件）

※ （ ）内は前年度との比較

#### ○ 本県の状況

- ・ 暴力行為の発生件数は、825件（小学校449件、中学校333件、高等学校43件）であり、前年度より90件増加し、過去最多となった。暴力行為の発生率は6.2件であり、全国数値（7.5件）を下回っている。
- ・ 形態別では、「生徒間暴力」が519件（小学校256件、中学校227件、高等学校36件）で最も多く、「対教師暴力」195件、「器物損壊」100件、「対人暴力」11件と続く。

#### ○ 全国の状況

- ・ 暴力行為の発生件数は、95,426件（小学校61,455件、中学校29,699件、高等学校4,272件）であり、前年度より18,985件増加し、過去最多となった。
- ・ 形態別では、「生徒間暴力」が69,580件（小学校45,428件、中学校21,364件、高等学校2,788件）で最も多く、「器物損壊」12,695件、「対教師暴力」11,973件、「対人暴力」1,178件と続く。

## (2) いじめ

⇒ 資料2 (P.6)

## ① 本県の国公私立小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校の状況

区分	令和4年度		
	認知件数	認知率	
小	山口県	2,670 (-275)	41.8 (-3.5)
	全国	551,944 (+51,382)	89.1 (+9.2)
中	山口県	1,008 (-71)	29.8 (-1.9)
	全国	111,404 (+13,467)	34.3 (+4.3)
高	山口県	166 (+19)	5.5 (+1.2)
	全国	15,568 (+1,411)	4.9 (+0.5)
特	山口県	23 (-3)	13.9 (±0)
	全国	3,032 (+337)	20.7 (+2.3)
計	山口県	3,867 (-330)	28.8 (-2.2)
	全国	681,948 (+66,597)	53.3 (+5.6)

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数(件)

※ ( )内は前年度との比較

## ○ 本県の状況

- いじめの認知件数は、3,867件(小学校2,670件、中学校1,008件、高等学校166件、特別支援学校23件)であり、前年度より330件減少した。いじめの認知率は28.8件であり、全国数値(53.3件)を下回っている。

## ○ 全国の状況

- いじめの認知件数は、681,948件(小学校551,944件、中学校111,404件、高等学校15,568件、特別支援学校3,032件)であり、前年度より66,597件増加し、過去最多となった。
- いじめの態様について、全国的に「冷やかしやからかい、悪口脅し文句」が最も多く、次に小・中・特別支援学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が続いている。

## ② 本県のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の状況

区分	令和4年度	
	重大事態の発生件数	発生率
山口県	18 (+8)	0.13 (+0.06)
全国	923 (+217)	0.07 (+0.02)

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの「重大事態」の発生件数(件)

※ 令和2年度調査から県別を公表

## ○ 本県の状況

- いじめの重大事態の発生件数は18件である。発生率は0.13件であり、全国数値(0.07件)を上回っている。

## ○ 全国の状況

- いじめの重大事態の発生件数は923件である。前年度より217件増加した。

## (3) 不登校

⇒ 資料3 (P.7)

## ① 本県の国公立小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

区分	令和4年度		
	不登校 児童生徒数	出現率	
小	山口県	973 (+166)	15.2 (+2.8)
	全国	105,112 (+23,614)	17.0 (+4.0)
中	山口県	2,060 (+264)	61.0 (+8.2)
	全国	193,936 (+30,494)	59.8 (+9.8)
計	山口県	3,033 (+430)	31.1 (+4.8)
	全国	299,048 (+54,108)	31.7 (+6.0)

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数(人)

※ ( )内は前年度との比較

## ○ 本県の状況

・ 小・中学校及び中等教育学校前期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は3,033人であり、前年度より430人増加し、過去最多となった。不登校児童生徒の出現率は31.1人であり、全国数値(31.7人)を下回っている。

・ 校種別では、小学校973人で前年度より166人増加、中学校2,060人で264人増加した。不登校児童生徒の出現率は、小学校は15.2人で全国数値(17.0人)を下回っている。中学校は61.0人であり、全国数値(59.8人)を上回っている。

## ○ 全国の状況

・ 不登校児童生徒数は299,048人であり、前年度より54,108人増加し、過去最多となった。

・ 校種別では、小学校105,112人で前年度より23,614人増加、中学校193,936人で、30,494人増加した。

・ 小学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「親子の関わり方」が続いている。

・ 中学校不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が続いている。

## ② 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

区分	令和4年度		
	不登校 児童生徒数	出現率	
高	山口県	345 (-3)	11.4 (+0.2)
	全国	60,575 (+9,590)	20.4 (+3.5)

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数(人)

※ ( )内は前年度との比較

## ○ 本県の状況

・ 高等学校及び中等教育学校後期課程において、年30日以上欠席した不登校児童生徒数は345人であり、前年度より3人減少した。不登校生徒の出現率は11.4人であり、全国数値(20.4人)を下回っている。

## ○ 全国の状況

・ 不登校生徒数は60,575人であり、前年度より9,590人増加した。

・ 不登校の要因について、全国的に「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が続いている。

(4) 中途退学（高等学校及び中等教育学校後期課程） ※（ ）内は前年度との比較（%） ⇒ **資料4** (P.8)

区分	令和4年度		
	中途退学者数	中途退学率	
高	山口県	371 (-11)	1.1 (±0)
	全国	43,401 (+4,473)	1.4 (+0.2)

- 本県の状況
  - ・ 高等学校及び中等教育学校後期中途退学者数は371人であり、前年度より11人減少した。中途退学率は1.1%であり、全国数値（1.4%）を下回っている。
  - ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が42.0%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が33.7%となっている。
- 全国の状況
  - ・ 中途退学者数は43,401人であり、前年度より4,473人増加した。
  - ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が43.9%で最も多く、次に「学校生活・学業不適應」が32.8%となっている。

(5) 生徒指導上の諸課題の解決に向けた本県の主な取組

ア 発達支持的生徒指導

- 児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための魅力ある学校づくりと分かりやすい授業の工夫
  - ・ いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
  - ・ 個に応じたきめ細かな学習指導
  - ・ 異校種間連携

イ 課題予防的生徒指導

- 児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気付きSOSを受けとめる力の向上
  - ・ スクールカウンセラーによる心理教育プログラムの実施
- いじめの未然防止教育の充実
  - ・ 弁護士によるいじめ予防教室の実施
- 中学校及び高校の入学前後での教育相談体制の充実
  - ・ 中学校及び高校0年生からの教育相談事業の実施
- 不登校生徒等の別室支援及び学校の不登校未然防止の取組の充実
  - ・ 通常の学級での活動が困難となった生徒への支援を行う専任教員を配置した特別の教室（ステップアップルーム）の設置

ウ 困難課題対応的生徒指導

- 課題を抱える児童生徒への継続的支援
  - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の参画によるケース会議や家庭訪問の実施

エ 関係機関等との連携体制

- 保護者、地域住民等の連携、協働体制の構築
  - ・ コミュニティ・スクール、地域協育ネットの機能や家庭教育支援チーム等を活用し、社会総がかりで児童生徒を支援する体制づくり
- 児童生徒の社会的自立に向けた支援
  - ・ 教育支援センター（適応指導教室）等との連携による支援
- いじめの被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導や支援の充実
  - ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との連携による支援

オ その他

- 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置検討
  - ・ 不登校児童生徒支援協議会での市町との意見交換等

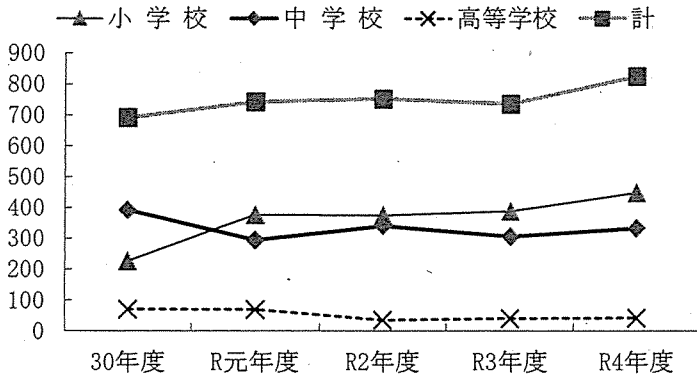
**資料 1**

**暴力行為の状況 (R4 山口県：国公立)**

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

<発生件数の推移>



区分	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	227	377	375	388	449
中学校	393	295	341	306	333
高等学校	71	70	36	41	43
計	691	742	752	735	825

<暴力行為の内訳(件数)> ※ ( ) 内は前年度との比較

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率(件)
小	141(+41)	256(-7)	1(+1)	51(+26)	449(+61)	7.0(+1.0)
中	54(+26)	227(-22)	9(+5)	43(+18)	333(+27)	9.9(+0.9)
高	0(-2)	36(+4)	1(+1)	6(-1)	43(+2)	1.2(±0)
計	195(+65)	519(-25)	11(+7)	100(+43)	825(+90)	6.2(+0.7)

<全国との比較>

( ) 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
国公立	825(+90)	6.2(+0.7)	95,426(+18,985)	7.5(+1.5)

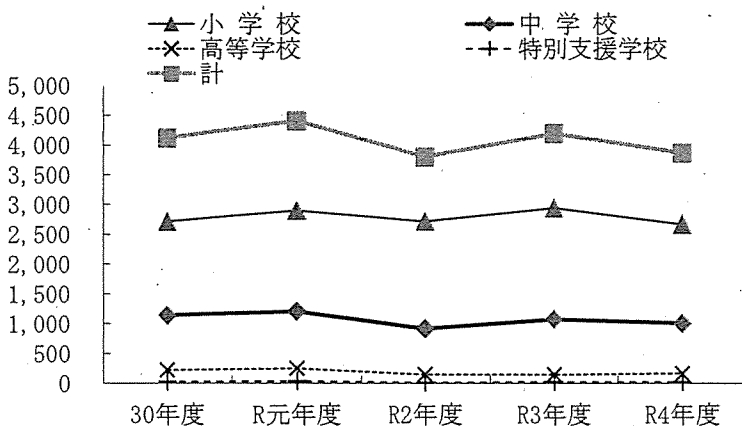
**資料 2**

**いじめの状況 (R4 山口県：国公立)**

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

いじめの定義「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>



区分	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	2,716	2,906	2,720	2,945	2,670
中学校	1,144	1,207	919	1,079	1,008
高等学校	226	252	149	147	166
特別支援学校	30	41	13	26	23
計	4,116	4,406	3,801	4,197	3,867

<全国との比較>

( ) 内は前年度との比較

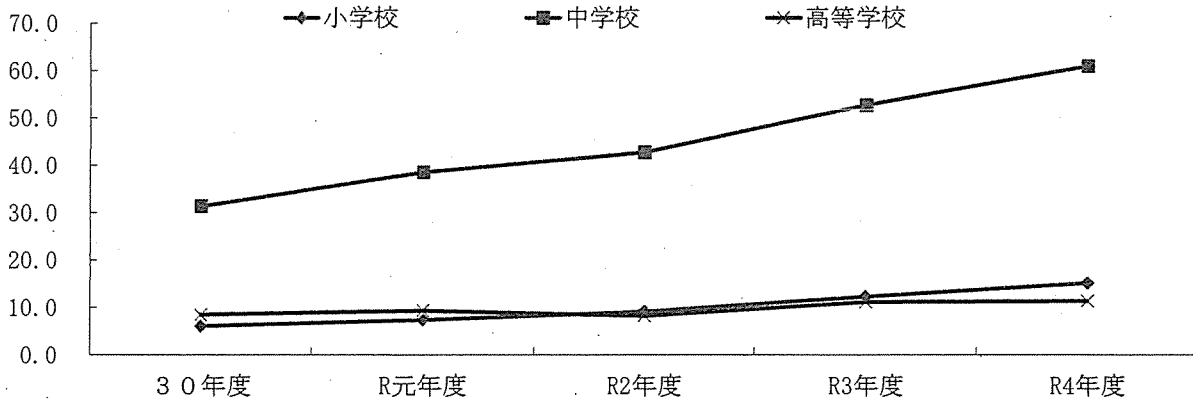
区分	山口県		全国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
国公立	3,867(-330)	28.8(-2.2)	681,948(+66,597)	53.3(+5.6)

### 資料3 不登校の状況 (R4 山口県：国公立)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの(病気や経済的な理由によるものを除く)」

<不登校児童生徒出現率の推移 (1,000人当たりの不登校児童生徒数)>



不登校児童生徒数

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	413	500	611	807	973
中学校	1,092	1,322	1,455	1,796	2,060
高等学校	287	310	267	348	345

不登校児童生徒出現率

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	6.1	7.4	9.2	12.4	15.2
中学校	31.4	38.6	42.8	52.8	61.0
高等学校	8.5	9.4	8.3	11.2	11.4

<全国との比較>

( )内は前年度との比較

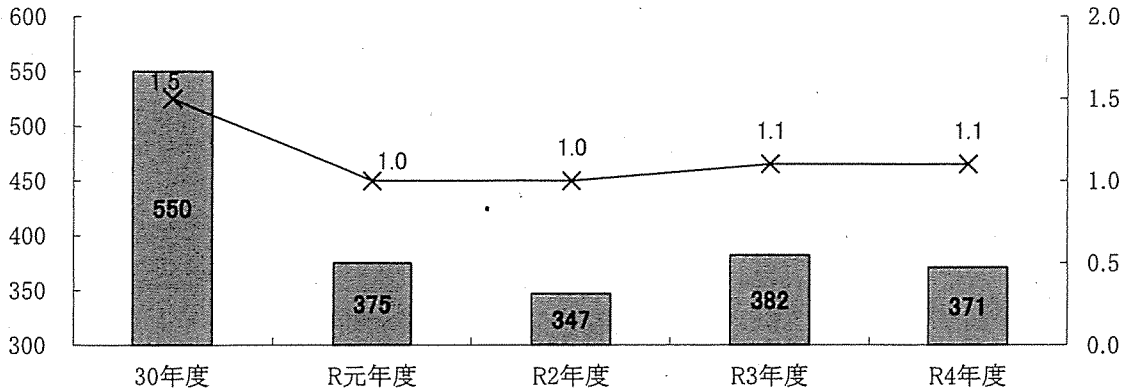
区分	山口県		全国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
小学校	973(+166)	15.2(+2.8)	105,112(+23,614)	17.0(+4.0)
中学校	2,060(+264)	61.0(+8.2)	193,936(+30,494)	59.8(+9.8)
高等学校	345 (-3)	11.4(+0.2)	60,575 (+9,590)	20.4(+3.5)

## 資料4

### 中途退学の状況 (R4 山口県：国公立高等学校)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から)

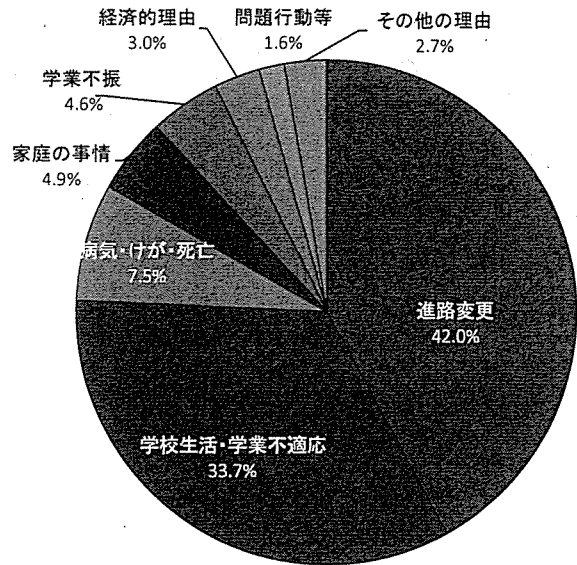
#### <中途退学者数及び中途退学率の推移>



区分	項目	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
国公立	中途退学者数 (人)	550	375	347	382	371
	中途退学率 (%)	1.5	1.0	1.0	1.1	1.1

#### <理由別中途退学者数> ( ) 内は前年度との比較

理由	人数	率
進路変更	156 (+3)	42.0%
学校生活・学業不適應	125 (-11)	33.7%
病気・けが・死亡	28 (+4)	7.5%
家庭の事情	18 (+10)	4.9%
学業不振	17 (-16)	4.6%
経済的理由	11 (+4)	3.0%
問題行動等	6 (-2)	1.6%
その他の理由	10 (-3)	2.7%
計	371 (-11)	-



#### <全国との比較>

( ) 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者数	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
国公立	371 (-11)	1.1 (±0)	43,401 (+4,473)	1.4 (+0.2)



## 協議事項1

公立大学法人山口県立大学からの附属高等学校設置に関する  
要望への対応について

# 山口県立大学附属高校の設置について



令和5年9月21日  
公立大学法人山口県立大学

1

## 1. 附属高校対象校の決定

- 令和5年3月の附属高校の設置方針の公表後、外部有識者等で構成する検討協議会を設置。
- 本年9月14日開催の第5回協議会において、「県立周防大島高校」を附属高校の対象校とし令和8年4月の開校を目指すべきとの協議会案を決定。
- 同年9月20日開催の本学理事会において、必要な手続きを今後進めることを決定。

### 【県立周防大島高校を附属化対象校として決定した理由】

- ① 現在の教育活動・内容が、本学の全ての学科と教育的つながりがあり、本学が目指す高大7年間の一貫した教育理念による人材育成において大きな成果が期待。
- ② 地域課題の解決等に向けた様々な取組は、本学が行おうとしている「広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解させること」において有用であり、これまでの実績を活かした教育を展開できることから、本学が目指す人材育成において大きな成果が期待。
- ③ 高等教育に接する機会が少なく他県への若者流出が多い県東部地域において、県央部に目を向けてもらうきっかけとなり、県外流出の防止が期待。

### 【今後のスケジュール】

- 令和5年10月以降 県教育委員会会議において検討（その後教育委員会から県立大学へ回答）
- 令和6年度以降 県議会の議決を経て国（総務大臣、文部科学大臣）へ定款変更の認可申請

## 2. 附属高校の設置の趣旨

### 本学が目指すもの、附属高校に期待するもの

#### 【本学が目指すもの】

- 4つの教育理念（人間性の尊重、生活者の視点の重視、地域社会との共生、国際化への対応）のもと、人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成。
- 「地域貢献型大学」として、若者の県内定着や地方創生の実現に取り組み、地域とともに未来を切り拓いていく大学を目指す。

#### 【附属高校に期待するもの】

- 山口県の課題等を把握している山口県立大学の強みを活かし、高大7年間（3年＋4年）の一貫した教育理念のもと、未来の山口県を担い活躍する人材を育成。
- 山口県の課題等に加え大学教育にも直接触れながら、郷土への愛着を深め、地域・社会が求める分野横断的な広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解。

### 期待される効果

大学入学後における附属高校での経験に基づいたリーダー的役割の発揮、附属高校以外から入学した学生への挑戦する意識の浸透

👉 **本学が目指す「地域とともに未来を切り拓いていく大学」としての人材育成に寄与**

3

## 3. これまでの検討状況等

附属高校の設置方法・時期等を検討するため、外部有識者等で構成する「山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会」を令和5年4月に設置し検討。

### 第1回協議会（5月30日）

#### 【設置方法・時期等についてフリートーキング】

- 附属高校の設置方針に賛同。
- 設置方法は、新設ではなく既存の高校の設置者変更とする方向で今後検討。
- 対象は県内公私立高校等73校（通信制は除く）とし、私立高校関係者からは今後意見聴取。
- 開校はできるだけ早い時期。

### 第2回協議会（6月16日）

※ 本学と連携協定を結んでいる高校や自治体にある高校、または本学の教育課程と円滑に接続できる専門学科設置校

#### 【本学が提示した公私立高校約30校※から県立高校9校に絞り込み】

- 私立高校関係者からの意見（私立高校の附属化は現実に乏しいが、個別に相談があれば対応してほしい）を踏まえ、私立高校は対象から除外。
- 県立高校のうち、すでに公表されている再編統合対象校や本学との接続が困難な工業科設置校等を対象から除外。

### 第3回協議会（7月25日）

#### 【県立高校5校に絞り込み】

- 8つの観点により検討し、県立高校5校に絞り込み。

- |                  |             |              |             |
|------------------|-------------|--------------|-------------|
| ①県立大学教育課程との円滑な接続 | ②県立大学との連携実績 | ③県立大学との近接性   | ④大学等への進学状況  |
| ⑤県立大学への入学実績      | ⑥高校生の通学環境   | ⑦高校への志願・入学状況 | ⑧地域課題への取組状況 |

- 私立高校からの附属化の申出があったことを報告 → 必要な資料等の提出を求め次回検討。

第4回協議会(8月29日)

【県立高校3校に絞り込み】

- 高校の教育活動と本学の教育とのマッチングの視点により検討し、県立高校3校に絞り込み。
- 附属化の申出があった私立高校は、その後申出を撤回された旨を報告。

第5回協議会(9月14日)

【対象校1校を選定】

- 第4回協議会後の候補校の校長からのヒアリングを踏まえ、高校の教育活動の内容を更に精査の上、引き続き本学の教育とのマッチングの視点により検討し、対象校1校を選定。

	候補校の教育活動のうち、教育的関連が見込まれる本学の学科	地域課題の解決に向けた取組
周防大島高校	5学科全て (☞6ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の中学校との連携による発表会</li> <li>・高校を核とした産官学等の連携による持続可能な地域づくりに向けた活動を推進</li> <li>・全国のコンテスト等での受賞</li> <li>・国の有識者会議での取組発表</li> </ul>
A高校	特定の1学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内における発表会</li> </ul>
B高校	特定の1学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内における発表会</li> <li>・地元の協議会及び生徒会における熟議</li> </ul>

- 開校時期は、令和8年4月を目指すべきであることを決定。

5

本学の学科と関連が見込まれる周防大島高校の教育活動

周防大島高校	本学の学科との関連					
	普通科	地域創生科	国際文化学科	文化創造学科	社会福祉学科	看護学科 栄養学科
ア 地域創生科福祉コースにおける教育活動		○			○	
イ 特色ある教育活動・内容						
・イングリッシュセミナー	○	○	○			
・海外姉妹校やペリースクール等とのオンライン交流	○	○	○			
・ハワイ語学研修旅行及び発表会	○	○	○			
・町内施設を利用した郷土学習	○			○		
・アロハシャツの製作及びファッションショーの開催	○	○		○		
・福祉施設での介護実習		○			○	
・看護学校と連携した取組	○	○				○
・地元の塩を使った商品開発		○				○

6

## 【参考】山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会の概要

### 1. 設置趣旨

令和4年3月に山口県とともに策定した「山口県立大学将来構想」に基づき、県立の大学として担うべき人材育成機能の強化を図るため、今後の高大連携の方策について協議する。

### 2. 設置時期 令和5年4月28日

### 3. 組織 委員数：10名（会長：松野 浩嗣 国立大学法人山口大学理事・副学長）

氏名	所属・役職	備考
浅川 正司	山口県総合企画部次長	
浅原 司	公益財団法人山口県ひとづくり財団理事長	
井本 浩二	山口経済同友会副代表幹事	
大塚 俊司	山口県総務部次長	
木村 香織	山口県教育庁副教育長	
丹 佳子	公立大学法人山口県立大学入試副本部長	
原田 英明	山口県教育庁理事	
松野 浩嗣	国立大学法人山口大学理事・副学長	会長
矢儀 一仁	株式会社山口フィナンシャルグループ常務執行役員 地域共創事業本部長	
吉村 耕一	公立大学法人山口県立大学副学長	

(五十音順 敬称略)

7

## 4. 周防大島高校の特徴

### ◆生徒の全国募集（県内公立高校で唯一）

☞ 寮を設置しており、課題解決の意識が高い生徒を全県・全国から受け入れることが可能

#### 【周防大島高校入学者の出身地域 (R3～R5)】

県内		県外
周防大島町	周防大島町以外	
32%	54%	14%

※県内19市町のうち、14市町から生徒を受入

### ◆福祉教育

福祉コース（県内公立高校で唯一）

☞ 本学社会福祉学部との接続による7年間の教育により、本県の福祉を支える人材の育成に貢献（本県の高齢化率（R4）35.2% ⇒全国3位）

### ◆地域貢献

地域創生科（県内公立高校で唯一）

・地域の課題解決に向けて取り組む探究活動（地場の商品開発等）を実施

☞ 本学における地域等の課題解決型学習（PBL）との円滑な接続

### ◆包括連携協定 (R3.4 周防大島町・周防大島高校・県立大学)

・アロハ・プロジェクト（本学がアロハシャツのデザインを作成）など



# 要 望 書

[公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について]

令 和 5 年 9 月

公立大学法人山口県立大学

山口県教育委員会  
教育長 繁吉 健志 様

## 公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について

本学では、令和4年3月に山口県とともに策定した「山口県立大学将来構想」に基づき、高大連携の推進に取り組むこととしており、その具体的な方策の一つとして、附属高等学校の設置に向けて検討を行ってきたところです。

この附属高等学校においては、地域貢献型大学である本学の強みを活かしながら、高校から大学の7年間の一貫した教育理念のもと、より高度な高大連携を展開し、地域や社会のニーズに対応した高度な知識及び技能を有する人材を育成するとともに、未来の山口県を担い、山口県を舞台に活躍する若者を育成していきたいと考えております。

また、山口県の魅力や課題等に加えて大学教育にも直接触れながら、郷土への愛着を深め、地域・社会が求める分野横断的な広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解させるため、自ら課題を発見し解決に向けた探究的な活動・学習を推進していきたいと考えており、こうした活動を高校生と大学生が連携・協働することで、双方の学習意欲及び教育効果の向上につながると考えています。

この附属高等学校の設置については、本年4月に、外部委員にも参画いただいた「山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会」を設置し、5月から協議を重ねてまいりました。

その結果を踏まえ、本学理事会でも協議を行ったところ、山口県立周防大島高等学校での教育活動・内容は、本学の全ての学科と教育的につながっており、また、地域課題の解決や地域活性化に向けた様々な取り組みは、本学で行いたい人材育成に有用と考えられるとの結論に至りました。

つきましては、貴教育委員会で設置されている高等学校を設置者変更の方法により、下記のとおり本学の附属高等学校としたいので、ご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 本学附属高等学校化の対象校
  - (1) 名称 山口県立周防大島高等学校
  - (2) 位置 大島郡周防大島町
- 2 開校時期  
令和8年4月（目標）
- 3 設置者変更方法  
年次進行か開校年度に一斉に変更するかは、貴教育委員会との協議による。

令和5年9月21日

公立大学法人山口県立大学 理事長 岡 正朗



## 1 設置者変更の可否についての検討の観点

### ○周防大島高校の選定理由の妥当性の検討

- ・ 県立大学との教育のつながり、人材育成の観点、県外流出の防止 等

### ○周防大島高校の教育内容等の充実の可能性の検討

- ・ 地域連携・地域貢献、高大連携、環境教育、福祉教育、国際理解教育 等

## 《周防大島高校の教育内容》

### ①各学科の取組

#### 学科共通

#### ○学校設定教科「地域創生」において、周防大島を舞台にフィールドワーク

- ・ 「島じゅうキャンパス」の実践、宮本常一の民俗学 等

#### 普通科

##### 〔特別進学コース〕

- ・ 特別クラス編制、少人数指導、個別指導 等
- ・ 地方創生☆政策アイデアコンテスト（内閣府主催）への参加

##### 〔普通コース〕

- ・ 専門科目を含め選択科目の充実（家庭、福祉、音楽等）
- ・ 学校設定科目「フィールドワーク」、「環境科学」（環境コースも同様）

##### 〔環境コース〕

- ・ 探究活動、島内外の研究機関と連携した専門教育
- ・ ニホンアワサングなどをテーマとした探究活動

#### 地域創生科

##### 〔福祉コース〕

- ・ 介護職員初任者研修の実施、福祉専攻科への進学

##### 〔ビジネスコース〕

- ・ 6次産業体験、インターンシップ、地元の塩を使った商品開発

#### 福祉専攻科

#### ○介護福祉士国家資格取得をめざした教育の実施

- ・ 専門的な資格を持つ教職員によるきめ細かな個別指導

#### ○地域課題の研究や地域と連携した学びを実施

- ・ 科目「生活と郷土料理」、小学校・中学校への出前講座

### ②地域連携・地域貢献活動

#### ○島の豊かな教育資源を活用した様々な活動や多様な人々との交流

- ・ 地域循環共生圏づくりプラットフォーム※、ふれあいみかん収穫作業 等

※地域資源を活用して環境・経済・社会をよくしていくため、産学官等の様々な組織で構成され、その専門分野から地域経済活性化などの持続可能な地域づくりに向けた活動を支援するチーム

### ③国際理解

- グローバルな視点で地域・社会に貢献できる人材を育成
  - ・カウアイ高校との交流、ハワイ語学研修旅行、アロハ・フラ島高

### ④島内小学校・中学校との連携

- 大島中学校、周防大島中学校との連携型中高一貫教育を推進
  - ・交流授業、小学校・中学校・大学と連携したイングリッシュセミナー、  
「郷土おおしま」発表大会 等
- 島内小学校との様々な交流行事を実施
  - ・学習会（放課後・夏休み）、福祉体験講座

### ⑤全国募集

- 平成26年度入学者選抜から実施

### ⑥高大連携

- 周防大島町・山口県立大学との包括的連携協定
  - ・アロハシャツの製作及びファッションショーの開催
- 県立大学と連携した取組の展開
  - ・「島じゅうキャンパス」チャレンジ&エコツアーの企画・熟議、  
イングリッシュセミナー（再掲）

## 2 方針決定後、県立大学と協議する課題

### ○学校運営上の諸課題の整理

- ・教員配置、施設・設備、教育課程、入学者選抜、県立大学進学 等